

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (9) (16.1定)			
日 時	平成16年3月16日(火)	開 議	午後 1時50分
		散 会	午後 9時32分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、北野副委員長、山田・横田・大橋・森井・前田・ 武井・新谷・松本・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・ 経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・ 社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、前田委員、高橋委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

消防署長

3月9日の予算特別委員会におきまして、北野委員の査察や除雪に行くときも救急隊員の姿で行くのかというご質問に対し、すべて救急服を着ていくような答弁をいたしました。訂正をし、改めて詳細について、説明をさせていただきます。

乗換えの隊員は、通常、庁舎内で救急服を着て勤務しておりますが、緊急の場合を除き、事前にわかっている査察や防火行事などの場合は、制服に着がえ実施しているところでございます。また、消火栓除雪等、署外で作業をすることがわかっている場合には、活動服に着がえ実施しているところでございます。なお、救急広報活動につきましては、救急服を着て実施しているところでございます。塩谷出張所におきましても、同様の対応をすることといたしておりますので、先日の答弁を訂正させていただき、おわび申し上げます。

北野委員

消防本部の答弁訂正と謝罪に対して

今、消防本部から答弁の訂正と、謝罪があったわけですが、この答弁の訂正に至ったきっかけは何か。

消防署長

私の勘違いから、あのような答弁をしてしまいました。申しわけありません。

北野委員

答弁になっていませんよ。あなたの勘違いから今回の訂正と謝罪になったのですか。それだったら、消防本部が私から指摘される前に、みずから進んで本委員会の答弁訂正ということになるけれども、そうでないでしょう。委員会が終わった後、私からあなた方の答弁はおかしいのではないかと、こういう指摘をして、事が始まったのですよ。それで、消防署長は私が勘違いしてというけれども、あのときの答弁はだれがしました。みずから手を挙げて言ってください。

消防署長

私でございます。

北野委員

消防長、総務課長、次長、それに主幹でしょう。そういう人たちが寄ってたかって、日常業務のときも救急服を着て、消防車に乗って、活動に出ると。それはおかしいのではないかと。言ったけれども、4人がかり、5人がかりでそのとおりですというふうに言って、今日に至ったのでしょう。終わってからおかしいのではないかと矛盾を指摘したら、勘違いでしたと。これ、いったい何を意味するかということですね。

まず、あなた方は消防本部の最高責任者です、答弁された方々は。消防長、次長、署長、総務課長、主幹。現場の状況をつかんでなかったということではないですか。お答えください。

消防本部次長

その場で訂正しなかったことについて、じゅうぶん反省してございます。

現在、手宮派出所におきましても、救急と消防車との乗換え運用をやってございます。その中で、服装につきましては、目的にあった服装を着用してございまして、塩谷出張所におきましても、同様に対応することとしていた

ところでございますが、あのような答弁になりまして、また、その場で訂正しなかったことにつきまして、反省しているところでございます。

北野委員

これは、消防本部の最高幹部が、消防署所及び消防職員の適正配置計画をつくったのでしょうか。これに基づいて、蘭島出張所を格下げして、塩谷出張所に統合すると。高島出張所も手宮出張所に統合すると、人も減らすと。そこへどういうきっかけか知らないが、まだ先だったけれども、救急車が配置されることになったと。当然、人が増えなければならないのです。塩谷出張所で救急隊員の服を着て、消防車に乗って日常業務に出ていて、そのときに救急出動がかかったら、塩谷出張所に配置された救急車に乗る隊員がいないのですよ。その場合どうするかといったら、手宮出張所から行くというのでしょうか。そうしたら、何も消防の服を着ていくことはないだろうという私の指摘に、あなた方が何回かのやりとりで、ようやく非を認めたとですよ。だから、勘違いだったら、指摘されたらすぐわかるのです。あなた方、最高幹部が現場のことをわからないのです。そういうわからない人たちが、重大な市民の命と安全、財産にかかわるそういう適正計画を立てて、反対にもかかわらず実行するというのは、無責任のそしりを免れませんよ。これ、消防長、答弁してください。

消防長

先ほど次長、署長から答弁申し上げましたとおり、誤った答弁に気づけなかったということは、反省しております。今後そのようなことのないように進めてまいりたいと考えております。なお、適正配置計画ですけれども、これは行革の一環で行われるものでございまして、予定どおりの計画を推進してまいりたいと考えております。

北野委員

もう、これで終わりますけれども、消防のことで指摘しましたけれども、誤った答弁した場合に、進んで訂正してくださいということは、私は再三申し上げているのです。これ、委員長からだって言っているでしょう。けれども、言われてもなかなかやらないのだ、あなた方は。そういうことだったら、うまくないでしょう。議会には、適当にうそをついて、現場は違うことをやっている。そんなことが起こったら困るから言っているのですよ。猛省を促しておきます。

あと、ないでしょうね、答弁でうそをついていたのは。総務部長、いいかい。いやいや、そこ、はっきりして。うそをついた、間違った答弁していたら、進んで手を挙げてください。ないんだね。

委員長

いいですね。

北野委員

ないということを前提にしてやりますよ。

環境部長

3月11日の予算特別委員会で、北野委員から北しりべし廃棄物処理広域連合負担金に関して、質問がありましたので、これに関して改めて説明をいたします。

1点目のごみ焼却施設のトン当たり4,900万円の予算についてであります。本予算特別委員会資料として提出しました、国から示されている平成16年度施設整備計画策定要領により説明いたします。

2ページ目の3の(3)に廃棄物処理施設整備事業に係る整備計画事業費については、平成13年6月20日付けの環境省からの通知、「廃棄物処理施設整備の入札状況等に係る調査結果について」を踏まえ、じゅうぶん精査の上、算出するものとされておりまして、この通知文書が3ページ、4ページにあります。4ページの入札調査結果では、1の処理量、1トン当たりの単価ですが、広域連合が建設予定の施設に当たるストーカ方式1日当たりの処理量が100トン以上200トン未満のところを見ますと、平均でトン当たり5,740万円、最低値で4,150万円、最高値7,560万円であり、同一の処理方式、規模においてもトン当たりの単価にかなりの差がある状況であります。この後段にござ

いますが、2の整備計画書の事業費、これは基本的に今回の予算額にも当たるわけですが、これと契約額との比較を見ますと、競争入札での計画事業費と契約額の割合が総計で平均83.7パーセント、最低で34.9パーセント、最高で105.5パーセントと、これについても大きな差がある状況にあります。また、計画事業費については、国からただいまありました調査結果のほか、プラントメーカーからの見積書を参考に算出するよう求められており、広域連合はプラントメーカー7社にできるだけ経済的な価格となるよう要請しながら、見積書を徴したところではありますが、提出された見積書を精査したところ、結果として計画事業費がトン当たり4,900万円となったものであります。

2点目として、発注方式についてであります。ごみ焼却施設は多数の機器から構成される技術システムで、機械、電気、建築、土木、化学、環境、衛生等の超技術を適用した総合的技術の所産であり、これらを工種別に分離、分割して発注することは、敷地内の道路工事や植栽などの外構工事や附帯工事を除き、たいへん難しいものと考えております。このため、プラントメーカーに一括発注しているところが多いと聞いておりますが、北しりべし廃棄物処理広域連合におきましては、地元業者から事業参入への要望もありますので、地元業者の活用ができるだけ図られることを念頭に、プラントメーカーへの一括発注方式のほか、地元業者も構成員とした共同企業体への発注方式についても、業者の要望や意見を聞きながら検討中であると聞いております。

北野委員

環境部長の補足答弁に対して

大きく二つの点で補足答弁がりましたが、一つは小樽市の一般会計予算の衛生費に北しりべし廃棄物処理広域連合負担金、3億1,000万円余りが計上されております。これについて聞いたけれども、あまりぱっとしたよくわからないという答弁が繰り返されたので、議会が長引いたのです。それで、今、1トン当たり4,900万円で焼却炉を計上している。ところが、何回も指摘するように、2月の広域連合議会、私も広域連合の議員です。見楚谷委員長はその議会の議長ですよ。ここで、指摘をしたのですが、去年の広域連合議会で、連合側は何と答えていたか。トン当たり2,000万円で受注している。そして、理事者は同じく答弁で2,000万円台で入札して受注していると。これは、2,000万円台が適正な価格競争に入っているのだという説明をしていたわけでしょう。それがなぜ倍の4,900万円で計上するのか。この財政の苦しいときにおかしいではないかという疑問が出るのは、当然のことなのです。これについて、今、るる説明がありました。

そこで伺いますが、今日、資料で出されたもの、平成16年度廃棄物処理施設整備計画策定要領、これは今回初めて出されたものであって、2月の広域連合議会で私が質問に当たって、再三言ったけれども、こういう資料は出されていないのです。広域連合議会で4,900万円を計上した理由は、環境部は何と述べていましたか。もう一回言ってください。

環境部長

広域連合議会の答弁につきましては、「廃棄物処理施設整備計画費のその事業費の算定に当たっては、環境省通知の入札状況等に係る調査結果と、複数のプラントメーカーからの見積書も勘案しながら算定するものとされており、広域連合としましては、プラントメーカーから見積書を徴し、事業費を算出したものであります。その結果として、事業費総額を1日焼却量で割り返した金額は、トン当たり4,900万円となったものであります」というふうに答弁をしていたと思います。

北野委員

そのときの根拠がこれだと、今、初めて資料を出したのですよ。広域連合議会で既に予算案は議決されているわけです。そのとき、根拠になったこれを出さなかったのは、いったい広域連合の方ではどういうふう考えているのですか。環境部、聞いてみましたか。

環境部長

今回のこの私の答弁を整理する段階も含めまして、広域連合の事務局長と話をさせていただいたわけですが、すけれども、この答弁の中で国からの通知があったということを述べているわけですが、特にこのことにつきまして、いわゆる議員の方からも特に要求がなかったということで、たまたま配布しなかったのだと聞いております。ただ、私といたしましては、やはりこの金額を説明するためには、この程度の資料は必要だったのではないかという意見を申し上げます。

北野委員

事実経過に照らしておかしいよ。私が要求しなかったから、この資料を出さなかったということかい。北野が悪かったと、こういうことを言いたいのでしょうか、あなたは。しかし、見楚谷委員長の指示で答弁が留保されたときに、あなたと広域連合の金田事務局長が私のところに弁明に来たのです。そのときに、あなたの前で私が聞いたら、金田局長は何て答えていますか。4,900万円の根拠。一つしか答えていないと言っているでしょう。その一つは何でしたか。前段で述べた格好いい答弁なんてしていませんよ。

環境部長

私も、一緒にいたので申しわけないのですが、記憶がございませんけれども、プラントメーカーからの見積書の提出を、これを参考につくるということが基本だということでありましたので、そのように答えたのではないかというふうに思っております。

北野委員

これは、厚生常任委員会所管のときも指摘しましたけれども、そういうことだけれども、その中身はどういうふうにして決めたのかと聞いたら、あなたの前で金田事務局長は答えているでしょう。7社から見積仕様書が出されて、その中に価格が載っていると。そして、ごみピットその他いろいろな、同じ焼却炉でも項目がありますから、そこの一番安いところを食いちぎって、足したらトン当たり4,900万円だと、それしか言っていないと言っているでしょう、あなたの前で。それが科学的な算出の方法だと言えるのかと。これにのっとった決め方でしたか。今、こういうのを出して格好よく振る舞っているけれども、いかがですか。

環境部長

7社からの見積りにつきましては、それぞればらつきのある価格だったというふうに私は聞いておまして、その中でそれぞれの工種別といいますが、そういったものの価格の最低値、それは経済性を考慮すると、それから、ここの資料に示されておりますように、実際の整備計画書と入札額というのは、大きな開きがあると、こういったことも考慮しまして、その最低価格を今回の整備計画事業費として作成したものだというふうに私は聞いております。ですから、それはおかしなことではないのではないかと考えております。

北野委員

言葉は格好よくいっているけれども、何のことはない、何の苦勞もなく、項目の一番安い価格だけ足して4,900万円としてやったのでないの、小学生でもできるような算出方法だよ。それが、科学的な、この通知に基づいた検討をした経過なのかと。何もだれもそんなことを言っていないから、私に出す必要がなかったのだ。ごく簡単ないいかげんなことですよ。

そのときにも聞きましたけれども、トン当たり4,900万円を出しているけれども、財政の苦しいときにそういう積算は私は納得いかないということを前提にして聞きました。そこで、先ほどの答弁で、ダイオキシンの第3次規制クリアのために、全国で大型の焼却炉の建設がラッシュだったのです。そのときは、全国でたくさん焼却炉をつくったのです。そのときの値段が2,000万円台です。そして、あなた方は適正価格でないと言ったけれども、適正な価格競争に入っていると、こういう説明を正式な議会ですしているのです。私はそのときに言いました。物件がたくさんあるときに2,000万円台だと。しかし、北しりべし廃棄物処理広域連合は全国でほんのわずかしかなときの物件

なのです。競争は少し前の比ではないです。もっともっと安くなるのではないのかと。あいまいな答弁でした。

そこで、伺いますけれども、今度の北しりべし廃棄物処理広域連合のプラントメーカーの7社の一員である日立造船は、2月に大阪の焼却炉、同じストーカ式です。トン当たり幾らで落札していますか。

環境部長

今、資料を持ってきておりませんので、お答えできません。

北野委員

取りに行って調べて。今日は最終日ですから。待つわけにいかないよ。都合悪い資料持ってこないのだから。

環境部長

ただいま取りに行かせておりますので、お待ちいただきたいと思います。

今、至急、広域連合の方からの情報ということで確認いたしましたけれども、規模が400トンのストーカ炉でございまして、受注金額が57億4,000万円、これはプラントのみということの価格でございますが、トン当たり単価が1,435万円ということで聞いております。

北野委員

2,000万円台からさらに500万円以上下がっているのでしょうか。だから、私の指摘したとおり、北しりべし廃棄物処理広域連合を含めて全国の焼却炉の建設は、今年はほとんどないのです。だから、もっともっと競争が激しくて、2,000万円台より下がるのではないのかと。そのとおり、下がっているでしょう。それなのに、日立造船はトン当たり1,435万円です。先ほど指摘したように、あなた方が今度の議会に出しているトン当たりの価格は、4,900万円です。こんな財政の苦しいときにいいかげんな予算の提案の仕方がありますか。これは納得いきません。これは。これは市長に答えていただきたい。広域連合長でもありますから。

環境部長

その前に補足させてください。

私が今、大阪のプラントについてトン当たり1,435万円と言いましたのは、これから建屋だとか、そういったその他の付帯設備、外構関連の工事がございまして、恐らくこれに対して相当額の加算がされるものと思っております。私が先ほど説明いたしましたトン当たりの平均値だとかということにつきましては、全部これはプラントと建屋の込みの数字ということで説明をさせていただきます。

北野委員

それでも納得いきませんよ。倍の値段だよ。

市長

先ほどから説明していますけれども、環境省の通知に基づいて、これで算出をなささいというふうな指導を受けていますから、事業計画書を出すときに、これに基づいて事業計画書を出していますから、それで4,900万円ということになったと聞いています。したがって、これからまた、実際に入札行為に入っていきますから、これも先ほど資料にありましたとおり、最低価格が34パーセントというようなところがあるわけです。それと、プラントメーカー、それぞれノウハウを持っていますから、それぞれでいろいろな安くできる場所もあるのでしょうか、そうでないところもあると。大阪でも高いところは80何億円という数字が出ているように聞いていますから、そういうことで、この業界自体が非常に難しい業界でないのかなというふうに思っていますので、なおさら、我々としても、非常に仕事がやりづらいという面もあるわけです。したがって、我々としてはできるだけお話のように安く上げたいというのは一番ですから、そのことは最重点で取り組んでいきたいと思っております。

北野委員

市長に確認しておきますけれども、そうであれば、なぜ、広域連合議会のときにそういう答弁をしなかったのかと。先ほど、私は金田広域連合事務局長の答弁を、広域連合議会が終わって、先日弁解に来たときも同じ答弁をし

ているのですよ。これに基づく科学的な根拠で、トン当たり4,900万円と出したのではないということだったので、環境部長の前で事務局長が認めているのですから、極めていいかげんな予算の提示の仕方だということだけは、はっきりしていますから、財政が厳しくて市民に負担をかけるときに、こんないいかげんな積算方法があるかということだけは指摘しておきます。

次に、大きな2番目。メーカーあるいはゼネコン、地元業者への発注形態について、現在どうなっていますか。

環境部長

これにつきましては、先ほどからお答えしておりますけれども、他都市においては、こういった総合的な技術的な施設だということもありまして、プラントメーカーに一括発注しているところでもありますけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合につきましては、地元業者からの事業への参入の要望と、こういったこともございますので、広域連合といたしましては、地元業者ができるだけ活用されるような、そういう発注の方法について、JV方式も含めて検討をしていると、こういった状況でございます。

北野委員

ジョイント方式も検討しているという答弁ですけれども、広域連合では私の質問に対して、ジョイントを組む場合に、プラントメーカー、ゼネコン、地元業者、3社の発注を決めたという場合に、今、7社のプラントメーカーをあなた方は想定していますが、地元を含む3社のジョイントが組めなかったら、どういうことになるのですかと聞いたら、そのプラントメーカーは入札に参加できませんと答えていたのです。これは今でも変わりませんか。

環境部長

望ましい姿ではないと思いますけれども、今、少なくとも、広域連合が考えておりますのは、選定された7社、この七つのJVがあることが望ましいであろうと、こういったことで今は考えてございます。

北野委員

7社が望ましいのは、それはあなた方の考えだからいいです。私は具体的に聞いたのです。北しりべし廃棄物処理広域連合が発注に当たって、3社のジョイントを組みなさいといった場合に、地元業者が参入できず、2社だけだったら、入札に参加できないと私どもに説明していたのです。それは今でも変わらないのかと聞いているのです。

環境部長

何度も計画を言えといってもわかりませんけれども、発注方式については、まだ明確に決めているわけではございません。広域連合として、最終的結論を出しているわけではございません。ただ、そういう場合についても、今、それは当然検討していかなければならない課題ではないのかなと思っております。ただ、競争性を高めるという意味からいって、既に7社のプラントメーカーを一応選定をしたという経過がございますので、今の段階では7社がジョイントベンチャーを組んで、競争に参加するということが望ましいのではないかと、考えとしてお答えしているわけです。

北野委員

質問にきちんと答えてください。望ましいのはわかりました。あなた方は望ましいと思っても、私はジョイントで、あなた方がもう決めているとは思っていないから、プラントメーカーへの一括発注かどうかということと合わせて検討しているのだから。だから、仮にジョイントで3社でやりなさいと発注形態を指示した場合に、地元が入れないというふうになったら、その2社のジョイントでは入札に参加できないという説明が私どもにあったのです。それは、今でも変わらないかと聞いているのです。変わりましたとか、変わったとかで答えてください。

環境部長

どの場面で、私、広域連合が北野委員にお答えしたかわかりませんが、基本的にはジョイントベンチャー方式にするという中で、どうしてもそういう結果になったとすれば、これはやはりどういう理由かといったこともいろいろあると思いますけれども、その理由がいわゆる客観的にも認められるものであれば、それはやむをえない

のではないかなというふうに考えております。

北野委員

そうしたら、私に説明したことを変えたの。そうであれば、2社でも入札に参加できるの。そういうことで、態度はいつ、変更したの。ジョイントにする場合であっても、その中身について我々に説明していたのですよ、今まで。それが変わったのかい。いつ、変えたの。

環境部長

私は、先ほどから申し上げておりますのは、まだ発注方式を決めたわけではないということを前提しております。ですから、そういった中では、仮にそういう状態にあったときに、それは2社とか、3社というのは極端な例だと私は思いますけれども、どういう形になるか。ただ、その中で、いわゆる正当な理由なり、納得できるような理由の中で、そういったようなことも、もしかしたら起こりえるとすれば、そういったことも一つの方法なのかなということでお答えをしているわけでございます。

北野委員

広域連合の準備の過程で、私たちにそう説明して予算案を可決しておいて、今度の市議会に移る過程で、仮定の話であっても、かってに方針変えるのか。そんないいかげんなことを、私どもに説明していたのですか、市長は、連合長として。

市長

これは、地元の業界から、ぜひこのプラントメーカーとそれから大手ゼネコンと地元を含めたJV等で地元が何とか参入できる方法を考えてほしいと、こういう要請を受けました。それで、我々もどういったことが望ましいのか、そういったことが可能かどうかということも含めて、公正取引委員会とも相談しています。これが、7社のプラントメーカーですから、全部7社が、地元業者が7社に入れるかどうかという組合せの問題、これも意図的に組むわけにはいきませんから、自由に組むわけです。それが、公正に行くのですかという指摘も受けています。ですから、こういった問題について、あくまでもジョイントを求めていくのか、地元参入でそれ以外の方法はないのか、そういったことで、今、地元業者の皆さんといろいろと相談していると。これは、地元何とかメリットを与えたいというこちらの気持ちもありますから、そんなことで我々も努力している最中ですよというようなことで、ご理解を願いたいと思います。

北野委員

私も、市長がおっしゃるとおり、この不況ですから地元の業者に、少しでも仕事をやっていただくということは大賛成です。その立場から言っているのです。だから、何遍も指摘しているけれども、問題になった釧路広域連合の三菱重工は、いまだに着工していないのですよ。だから、地元の業者はああいう三菱重工とは組みたくない。仮に、北しりべし廃棄物処理広域連合からあっても、そんなジョイントを組んだら、歩合で決まるわけでしょう。赤字が出れば、地元企業は何億円という負担をしなければならぬのですよ。そんなことできないから、あのメーカーとは組みたくない、そういう心配が出ているから、私は何回も指摘しているのです。それに加えて、今回、日立造船の大阪の話を出しましたけれども、なぜ私のところにこんな話が漏れてきたかといえば、大阪のかいわいで日立造船がこういう安い価格で受けたら、とても地元業者は上物の基礎工事、建物に入っていけない。これは明白に地元業者排除だということで、あちらこちらにこの話が広がっているのです。小樽にも広がっていますよ、この話は。数少ないのですから。だから、私は、それぞれの請け負ったところで、こういう批判があるプラントメーカーは、入札から外せと言っているのです。当たり前のことでしょう。市長が本当に地元のことを考えるのだったら、三菱重工とか日立造船とか、地元から総スキャンを食っているこういうメーカーは外して、入札の方法を検討すべきだと思うのです。いかがですか。

市長

これは外せるかどうか、これも自由競争の中で、そういったことで外せるのかどうかというのは、非常に問題もあるわけです。ですから、我々としては、できるだけ安くしたい。安く上げたいというのが一つです。それともう一つは、地元も入ってもらおうと。そうすると、両方やるというと、非常に相矛盾する関係になるのです。ですから、それで我々、今、悩んでいる最中なのです。ですから、その辺はぜひご理解願いたいと思いますし、公正取引委員会ともいろいろ今相談してやっていますので、そういった今までのいろいろな話合いの経過等も含めて、もう少し時間をかけてほしいと思います。

北野委員

市長、再三にわたって、もう少し時間をかけてほしいと言うけれども、広域連合議会のときもそうだったけれども、予算案が出ているのですよ。この中身がわからないで、決めてくれ、決めてくれと言うのがいがかかという意見がありますから。

それで、環境部にお尋ねしますが、最近、広域連合あるいは環境部がかかわって地元業者へ説明会をやりましたか。

助役

環境部がかかわってということではなくて、広域連合の方である程度業者を呼んで、いろいろと説明会なり、ヒヤリングという形でやっております。直近では先週ぐらいにやったというふうに私は聞いております。

北野委員

11日の厚生所管のときにも言いましたけれども、広域連合でやっていることを環境部が押さえていなかったら、審議のしようがないという注文を私はつけておきましたから、それで聞いているのです。

そこで伺いますが、今、助役が答弁された最近の地元業者への説明で、ジョイント方式に決定したわけではないけれども、仮にジョイント方式にするとすれば、どういうふうにしると、業者に説明いたしましたか。地元業界に。

助役

これは、先ほど市長も話しましたように、公正取引委員会といろいろ協議といいますか、相談させていただいている中で、先ほど話しにあった3社JVについては、あくまでも3社がきちんとした形で、頭のプラントメーカーが7社であれば、七つのJVを組むというのが基本ですという、こういう話も受けていますから、広域連合としては地元業者に対して七つのJVを組むような形で、3社JVになりますと、そういう形になりますよという話はされたということで聞いております。

北野委員

そうすると、これも広域連合の準備過程で私に説明したと違うのです。市長や助役は、公正取引委員会あるいは独占禁止法の話をされましたけれども、独占禁止法に違反するのはどういうときかということで、質問の過程でかなり議論しました。結論は、私は地元業者を確実に仕事に参加させるべきだという立場から、地元業者の請け負う価格を保証する、そういうプラントメーカーに発注しなさいと言ったのです。それは、価格を保証すれということ言えば具体的になるから、それは独占禁止法に触れますと、こういう説明なのです。独占禁止法が出たのはそこです。そこから話が進展して行って、先ほどの仮にジョイントで3社でやれといった場合に、ジョイントを組めなかったらどうするのかと言ったら、広域連合の見解は、入札に参加できません。これが今、聞いたら、7社でなかったら、何か独禁法に引っかかるの。いつ、そういう説明を私にしたのですか。

助役

結論的に、7社のJVが組まれなければ独禁法に触れるかどうかというところまでの言及は行っていません。ただ、そういう7社JVという前提になるのであれば、組めるような形で発注者がやるべきという話も聞いていますから、例えば地元で数少ないのであれば、小樽市内の者も含めて組めるような形というのも、一つの考え方ですと

ということも、これは公正取引委員会から話を聞いています。それらは発注者がどういう形で判断するかということになりますから、今、委員がおっしゃるように、7社組めないから、独禁法に何だとかかんだとかということまでの言及というものは、私も聞いておりません。

北野委員

地元への直近の説明のときに、7社のうちの何社かを排除したら、これは独禁法に引っかかるから、7社でちゃんと組めということの説明しているのですよ、担当者が、地元業者を集めて。話が全然違うでしょう。

(「言っていないです。」と呼ぶ者あり)

いやいや、そうやって言っているっていうの。私はメモをもらってきたのだから。だから、今、取り上げているのですよ。いつ、変わったのだと。質問するたびに、ころころころころ変わる。審議の対象にならないでしょう。最初の話と全然違うふうになる。私たちは質問の過程で、理事者からもよく話を聞き、資料ももらい、そして、質問をしているのです。そのとき、こういう見解です。気に入らないことがあっても、理事者はそういう見解だということを示されるから、それを前提にどうするかを考えるのですから。それで、地元の業界ではそういうことになったら、三菱重工、日立造船、そんな安いところでやったら、地元業者が入られないということで悲鳴を上げているから、どうするのかということが、今、大問題になっているのですよ。いつ、そういうことに方針変えたの、私に対する説明を。2月の広域連合議会のときの説明と業者にしている説明は違うよ。こんなことで、なぜ予算審議ができるのか。

助役

ヒアリングなり、意見交換という中でやっていますから、まだJVについても確定していないわけです。ですから、それは公正取引委員会との話合いの中で、そういう場合は、疑いを持たれるということの話も聞いていますから、そういう基本線に立った話をさせていただいてまして、7社で組めとか、7社でなければだめだとか、そういう、まだ、私どもとしてはそのJV発注をするのだということも決めておりませんので、その場合にはこういうような考え方ということを示されているのですという形で話をしていますので、その辺については、詳細、私は立ち会ってはいませんからあれですけれども、そういうふうには私は報告を受けています。

北野委員

立ち会っていないのに断定することはないでしょう。おかしいよ。だから、広域連合が質問準備の過程で説明したことと、今の答弁は全く違うでしょうというの。私だって聞かれるから、広域連合議会議員だから業界から聞かれたら、議会ではこういうことでしたと説明しますよ、正確に。それが業界へつい最近、3月の中ごろ説明したというお話ですけれども、それでは独禁法に触れるから7社でいかなければならないのだと。発注がジョイントにする場合ですよ。まだ、決めていないのはわかっていますから。全然話が違うでしょう。そういうところから、嫌な三菱重工だとか日立造船と組んだら、赤字覚悟だから、どういうことになるのだということになっているのですよ、今。広域連合議会の説明と今の説明は、独占禁止法に触れるうんぬんの話は、全く違うから、これは休憩して、きちんと広域連合と打合せをして、納得のいく答弁を持ってきてください。

市長

広域連合議会のときと、時系列的なずれがありますから、それからその後の地元業界からの要望も、後で受けたわけです。それに基づいて、今、我々としては、何とか地元参入ができないかどうかと検討をしているわけですから、確かに時間的なずれがありますから、少し答弁が変わってきていますけれども、そういう地元の強い要請、当初は確かに性能発注ということで、プラントメーカー一括発注がいいのではないかという方向で来ていました。それが、地元の要望が強いわけですから、その3社JVの可能性について、今いろいろと、メリット・デメリット、こういったものを真剣に意見も聞きながら検討しているということですので、ひとつご理解願いたいと思います。

北野委員

市長は忙しいから、そんな詳細なんて聞いていないのですよ。時系列的なことだって、記憶は確かかい。いやいや、大事な問題だから聞いているのですよ。それは時系列的な話なのだと。しかし、広域連合議会では予算案が出て、これで決めてくれという時の話だよ。今度、小樽市議会に3億1,000万円、小樽市の負担分が出たと。このときの話と、中身が違うでしょうということでは言っているのです。こんないいかげんなことができるのかと。広域連合の80数パーセントは小樽市の負担金ですから、今年分3億1,000万円は、全体の2割の予算ですよ。そのときの話が、広域連合議会と市議会での説明が違うから、これはおかしいのではないかとやっているのですよ。

環境部に聞きますけれども、今の市長の答弁を聞いていたら、地元業界の意向が変わっていったのかい。何月何日に地元業界はこういう要望だったけれども、何月何日からこういうふうになったというのだったら、そういうふうの説明してください。

環境部長

私が聞いておりますのは、広域連合が公正取引委員会へ話を聞きに行ったと。これが広域連合議会の終わった3月2日というふうに聞いてございます。その中で、先ほど言われましたように、例えば、実際に7組ができなかったといいますが、そういったJV結成の数が少なくなって七組できなかったといった場合には、競争性が阻害されるのではないかと、そういう話があったというふうには、聞いてございます。

北野委員

そうしたら、何も独禁法違反ではないでしょう。あなた方のそういう強い指示でやっているのなら、今、私は具体的な企業名を挙げましたけれども、こういうところと組んだら、仮に落札したら、もうからないから、負担金だけ払うのですよ。そんなことできないから組みたくないという業者がいるのです。そういう自由は保障されないのか。辞退したら、独禁法に触れるからという話になったら、地元業者はメーカーのための食い物にされることになるのですよ。だから、私は独禁法に触れるのは何かということ、先ほど言ったように、最初から聞いているのですから。そのときに触れる場合は、先ほど言った事例だと。その後のことは独禁法に触れないという説明だったのです。

ところで伺いますが、環境部長はそうやって言うから、独占禁止法の何条のどこに7社と組まなければ独禁法違反だということがあるのですか。説明してください。

環境部長

今、こちらに解説書もあるのですけれども、具体的な条数というものはありませんけれども、やはり自由な競争を阻害してはいけないという、独占禁止法の趣旨でございますので、例えば、今、北野委員が言いましたようなそういった事例が、本当にその入札の阻害になるかどうかという、そういった部分での議論かというふうに思っております。

北野委員

話が、逆でしょう。プラントメーカー中心に談合して、大阪は日立造船、北しりべし廃棄物処理広域連合はどここと、こういうことをやることは独禁法に触れるよということで、いつも問題になっているでしょう。そういうことを言うのですよ。地元業者が入れという、あなた方が指示を出して、入りたくない。赤字になって負担金だけ払うのは嫌だから、入りたくないと言ったら、なぜ独禁法に触れるのか。どの条項に触れますか。具体的に説明してください。解説書でなくて、本文の条項で説明してください。

環境部長

私も独禁法そのものの専門家ではないので、明確に条数を示すことはできませんけれども、先ほど来言っておりますように、これはあくまでも公正取引委員会の一つの意見として、競争性が阻害されるのではないかと、こういったような見方があったということです。ただ、具体的にその発注形態そのものについては、発注者に選択権があ

ということですから、公正取引委員会が言及できるものではないともいうようにも聞いております。

したがいまして、現在、この扱いにつきましては、広域連合の方で具体的な発注方法について、どうしたら地元が仕事ができるようになるのかと。地元がその仕事をするので、一定の利益を得ながらやることができる形がとれるのかということにつきまして、現在検討中であるということ、ご理解をいただきたいと思っております。

北野委員

委員長、何回やっても同じだから、休憩して、2点、独禁法のどこに触れるのか。自由競争の妨害というのは、談合をやって、おまえは今回あきらめると、そういうふうにしてやるのを自由競争の妨害というのですよ。地元業者が入りたくない、赤字になるからと。そうしたら、それが独禁法違反だなんて、どこに書いてあるのですか。いいかげんなことを言うのではない。だから、その独禁法の問題一つ。なぜ、7社で3社と強引に組まなかったら、独禁法違反になるのか。それともう一つは、ジョイントの在り方。広域連合議会で説明したときと、市議会で予算提案しているそのときのジョイントの組み方の説明が全く違います。答弁を統一してください。広域連合の予算の80何パーセントは、今、小樽市議会で審議されているのですから。そういう性質ですから、休憩して広域連合とも話して、この2点についてはっきり答えを持ってきてください。納得いきません。

市長

北野委員、おっしゃりたいこともよくわかりますけれども、我々は冒頭、北野委員から話がありましたように、何とか安く上げたい、それから、地元も参入させてあげたいと、こういう気持ちで、そして法に触れないような範囲の中でやりたいということで、今、やっているわけですから。今の議論をしていてもあれですから、最終的にそこだと思います、目的は、一緒だと思いますよ。ですから、同じ土俵でやっていると思いますよ、私は。ですから、それでひとつこの問題は、これで切り上げて。

(「切り上げてくれというのかい。だめだよ、そんなのは。」と呼ぶ者あり)

いやいや、そうでないですから。

北野委員

市長、そうやっておっしゃると、あえて聞きますが、私は地元確実に保証するのは、分離発注が一番いいと言ったのですよ。それは絶対やらないというのだから、つっぱっているのだから。そうしたら、残ったのは、プラントメーカーへの一括発注か、プラントメーカー、ゼネコン、地元の3社のジョイントか、その二つしか残されていないでしょう。私は分離発注すれば一番いいと思っていますよ。安く上げたいプラントメーカーは、見積価格の半分以下でやっているのだから。それは競争入札で焼却炉はそういうふうに請け負わせればいいのです。地元業者はもうけを保証しろということと言わないけれども、適正な価格で入札して、基礎や、あるいは上物、外構工事ができるように分離発注しなさいということを当初から言っているのです。それをがんとしてやらないのですよ。だから、私は市長は地元業者にいろいろ言うけれども、本当に配慮しているのかと。お金の話を言うけれども、私の言った分離発注の方がずっと儉約できますよ。もうけているプラントメーカーに負担してもらえばいいのだから。その方がずっと合理的ではないですか。

(「それはおかしい」と呼ぶ者あり)

市長が何と言おうと、この問題は通りません。きちんと見てきてください。答弁もしてください。広域連合議会と今と答弁が違うなんて、認められないです。こんな予算案を出しておいて。だめです。

委員長

市長、どうですか。

市長

広域連合も、真剣にやっているのですよ。何とか地元の仕事がないかと、今、探させて、メニューを挙げているのですよ。これ、いかがなのかと、そこまでやっていますよ。ですから、真剣になって地元を入れようというふう

に、もし3社のJVがいろいろな問題があるのであれば、別な方法もあるだろうと、そこまで今、考えてやっていますから。それで、地元の業界もそれで納得するのであれば、そういう方法を選択していきたいということで取り組んでいますから。

北野委員

いや、市長が努力されているのは、私は否定しません。あなたと気持ちは、一緒だということを言っているから、その点では別に何でもないの。私は、具体的な提案をしているのだから。先ほどのことは、今の市長の答弁とは関係ないですから。だから、休憩して、答弁、二つ持ってきてください。だめだ、そんなの。議会のたびに言うことが違うなんていうのは、同じ予算だよ、だめです。

委員長

環境部長、どうか。

環境部長

私も市長と同じとも言えるのかもわかりませんが、独占禁止法そのものの精神というものが、やはり自由競争を阻害しない、いわゆる恣意的なものを排除するというのがベースにあるわけです。

北野委員

いやいや、そんな話は聞いた。同じこと、私だってそんなことは独占禁止法は知っています。

環境部長

その精神の中で話していることで、広域連合議会で答弁した内容と、今、話していることは、私は同じだと思います。

北野委員

冗談、言うのではないよ。

環境部長

地元の企業に対して、いかに仕事を回していくのかという姿勢の中でやっていることも事実でございますので、この独禁法のどこにどう書いてあるかということについて、今、それは調べていかなければならないと思いますけれども、できればこのままで質問を続けていただければと思います。

北野委員

何言っているのさ。答えないで、次、質問してくれと言うのかい。そんな虫のいい話があるかい。だめです、そんなのは。何回も言っているけれども、今日は、最終日なので、だめですよ。

委員長、休憩してください。同じ話を聞いていたって、だめだ、こんなもの。

委員長

部長の方に確認します。今、北野委員から質問がありましたけれども、答弁がかみ合っていないという形の中で、私もとりたいたと思います。それで、今、休憩を入れますけれども、きちんとした形の中でやってもらいたい。ただ、北野委員にお願いいたします。これは、広域連合議会の方の絡みもありますので、確かに小樽市の予算も計上されているというのはじゅうぶん承知の上です。まだ、本質問に入られないという状況でありますので、その辺も勘案していただきたい。ただ、休憩はとらせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午後2時48分

再開 午後5時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

環境部長

休憩前の北野委員からの共同企業体発注方式と独占禁止法に関する質問で、広域連合から説明した内容と食い違いがあった点がありますが、次のとおりお答えいたします。

仮に発注方式を共同企業体方式とする場合、共同企業体がプラントメーカー、ゼネコン及び地元業者の3社で構成できない場合には、条件を満たせないことから、入札に参加できないことになることと考えております。なお、3月11日に広域連合が地元業者に説明した際、7社でなければ独占禁止法に触れるとしたことについてであります。これは意図的に外す目的で画策した場合には、独占禁止法に触れるとの趣旨で説明したと、広域連合から聞いております。

北野委員

けっきょくそういうことで、業者に説明したことは違っていたのですから、環境部の責任で業界の誤解を解くようにしてください。このことだけ注文しておきます。

委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

共産党。

新谷委員

ふれあいパスについて

ふれあいパスについて伺います。

ふれあいパスの乗車証に関する協定書、これは毎年上がっているということですが、平成8年度当時のバス等料金助成事業のときの予算と、それから9年度にふれあいパスができたときの予算を、それぞれお示してください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

平成9年度当初の予算額でございますけれども、これにつきましては、1億4,427万6,000円となっております。それから、平成8年度、導入する前の予算でございますけれども、これにつきましては、1億1,582万円ほどとなっております。

新谷委員

この差額についてですけれども、約2,900万円ぐらいですか。この補助というのは、どういうことですか。2,900万円をプラスして始めたわけは。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

平成9年度の増加した部分でございますけれども、これにつきましては、平成8年度当初の予算額を加味した中で、おおむねバス事業者と協議しまして、そういった中で平成9年度の予算額といたしますか、2,900万円程度増額しているという状況でございます。

新谷委員

たったそれだけでよかったんですね。

それでは、平成9年度にこの事業が実施されたときに、平成8年度から平成9年度にかけて敬老見舞金を削減していますね。この予算は幾らですか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

平成8年度の予算額が2,195万9,000円となっております。それから、平成9年度につきましては、872万4,000円となっております。

新谷委員

それだけ敬老見舞金が削られて始められたものですよ。今年度、1億6,200万円の予算を組んだ根拠は何ですか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

バス事業者と協議をいたしまして、そういった中で市の財政状況がたいへん厳しいということで、例えば中央バスでいいますと、従来から現行の2億円を負担するのが難しいということで、いろいろ協議をさせていただいた結果、利用者から100円を負担していただくという中で、中央バスについては、2億円から1億5,000万円に減額をした中で協議をさせていただいて、その結果、JRも含めて協議をした結果、そのバス事業者の負担分プラス事務費、それを合せて、1億6,200万円という予算額になっております。

新谷委員

だから、その根拠がわからないのです。5,000万円ほど減らしたわけでしょう。それは、どこに根拠があるのかということですか。

福祉部長

あくまでも、中央バス側の協力でこの事業は成り立っているわけですが、中央バス側としては、利用実態に見合う、そういう負担というものを、最後の最後まで求めていたわけですが、そういう中で、この制度を維持していくために、とりあえず利用者負担を導入していかなければ、少なくともこの制度は成り立たないだろうという考え方に立ちまして、一部、利用者負担、それから市の負担につきましても、当然中央バスはその残りの部分、市の負担ということでいろいろ話をしてきたわけですが、最終的に市の状況も説明を申し上げまして、それで1億5,000万円で、継続するというので、予算を計上させていただくことで、まとまったということになります。そういう経過です。

新谷委員

中央バスの利用が10億円だと。そして、半分負担すると5億円ですよ。有料にすると、約3割の利用が落ちる。それで、1億5,000万円、市として中央バスのために手当をしたと、そういうことではないですか。

福祉部長

一部負担導入することによる影響というものは、実際にやってみないと、どういう状況になるかわからない部分もあるかと思います。そういう中で、いろいろ議論していく中で、先ほど来申し上げた形で話し合いを持ちました。最終的には、平成16年度にスタートしてみて、利用実態等を改めて調査して、再度、双方協議をしていくという形の中で、継続することを確認し合いながらきたという経緯でございます。

新谷委員

話を聞いていますと、市民よりも営業の方を重視した、そういう予算の組み方だということが、何か受け止められます。

それから、今年度の高齢者世帯の水道料金、下水道料金の減免、2分の1から4分の1にしますが、その財政効果は幾らですか。

(福祉) 社会福祉課長

今年の10月から仮に今やっております2分の1減免を、4分の1減免にいたしますと、検針の関係がございまして、例えば10月から導入ということになりますと、2か月遅れくらいの請求になりますので、そういったことも加味いたしますと、全体で市の効果額ということでは、約2,500万円ぐらいになるかということで試算しております。これは総額でございまして、そのうちの約7割ぐらいが高齢者世帯の減免に伴う影響額と考えております。

新谷委員

来年になったら、当然、これは増えるわけですよ。本年度も敬老祝金を全部廃止してしまうわけですよ。ふれあいバス導入のときにも、敬老祝金を大幅削減して始めました。今度は、この祝金を全部廃止してしまうということで、次々と削っていつているわけですよ。

前に古沢議員がOさんの例を出しました。夫の看病で毎日病院に通うと。それでバスが一部有料化になったら1万2,000円かかるということで、そうなったら、夫の看病には行けないということですよ。この奥さんも夫の看病をやはり生きがいに行っているわけです。また、夫の方も奥さんの来るのを待っていると。こういうことで、この方は所得がたいへん低いということで、たいへん困っているわけですが、こういうことをするというのは、毎日見舞いにも行けない、看病にも行けないという、これは酷ではないですか。いかがですか。

福祉部長

現在、利用されている方々が、年間平均にならしまして、約5万円を超えるわけでございます。そういう中で、お話しいただいたような方は、その金額をはるかに超えられる方であろうと考えるわけです。そうしましたときに、今、札幌市が導入しようとしている、あるいは中央バスが検討してほしいというプリペイドカード方式、札幌市にもバス事業者はこの検討を要請していたというふうには伺っておりますが、これからまいりますと、札幌市の場合ですと、今、1人当たり平均約2万円の予算計上でございます。小樽市の場合は、1人当たり7,500円の計上でございます。そうしますと、このプリペイドカードにしますと、利用状況からいまして、これを超えた部分は自己負担になるわけです。そういうふうを考えますと、当然、今、私どもが考えているふれあいバス100円負担という、約2分の1の負担になるわけでございますけれども、プリペイドカードに比べますと、たいへん負担が軽減されると。こういうことも考えまして、今、小樽市の状況から考えますと、これが目いっぱい、できるだけ今の制度に近い形で継続したいという考え方から、こういう形にさせていただいたわけでございますので、こちら辺はご理解願いたいと思います。

新谷委員

私、そのことを聞いたのではないですよ。1万2,000円を負担することが、酷ではないのかと聞いたのです。その点はいかなのですか。

福祉部長

当然、今までかかっていない方がそういう部分で一部負担になりますので、そういう面では確におっしゃるように、現状よりたいへん苦しいということは、理解できないわけではございませんけれども、私どもも含めて、利用者にもご協力をいただきながら、何とかこの制度を維持していきたいと、こういう気持ちでございますので、こちら辺もお含みおきを願いたいと思います。

新谷委員

札幌市の例が出されました。聞こうと思っていたのですけれども、新聞報道でしかわかりませんが、市民の負担は年間3,000円です。それ、いいですよ。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

札幌市の状況でございますけれども、新年度につきましては、今のところ、まだ、決定ではございませんけれども、利用者負担は年間平均1人当たり3,000円ということでお聞きしております。

福祉部長

また、新聞で見ると、今まで札幌市に照会した部分もありますけれども、この3,000円といえますのは、基本的には今、プリペイドカードに直しますと、1人2万円から2万3,000円ぐらいのうち、そのプリペイドカードにした場合に3,000円負担をとというような話でございますので、利用できる限度額はこのプリペイドカードの範囲内となるわけでございます。したがって、小樽市の状況からしますと、5万円以上使っている部分がございますので、

仮にこの札幌市のように2万円交付したといたしましても、3万円以上はやはり個人負担になるうというふうには、想像できるわけでございます。

新谷委員

いや、小樽市の場合のことを聞いているわけではないのです。札幌市は、年間1人2万1,800円の利用だというふうに報道されていますよ。それで、さらに、所得に応じて、細分化するということも報道されております。この点については、いかがですか。聞いていますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

あくまでも1人当たりの平均で、あと所得等の部分でどういうふうにしていくかというのは、これからだということをお聞きしております。

新谷委員

あなた方は、そのふれあいパスの協定を毎年しているということですので、たぶん札幌市の状況も中央バスから聞いていると思うのですが、中央バスは札幌市に対しても、半額負担を考えているのですか。

福祉部長

中央バスが札幌市に半額負担を要請しているかどうかという話でございますが、あくまでも、中央バスは利用実態に合った適切な運賃を求めていると。そういう中で、負担できないのであれば、予算の範囲内でプリペイドカードなり、そういう方式を導入されたいというようなことで、小樽市と同じような要求を札幌市にもしているという話は伺っております。

新谷委員

それから、札幌市は今の制度を有料化にするということで、市民に対してはどういうふうに周知していますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

市民周知といえますか、札幌市の方では事前に対象高齢者だけではなくて、幅広くアンケート調査を実施したとお聞きしております。

新谷委員

アンケートではなくて、市民に対してどういうふうに周知、お知らせしているのかということですが

福祉部長

ただ、札幌市の敬老パスの切替え時期が小樽市と違ってありまして、9月切替えになっておりますので、具体的なものについては、これからというふうに伺っております。

新谷委員

私が聞いたのでは、第2回定例会が済んでから、議会の審議を経てからすると言っていますけれども、それでいいですか。

福祉部長

私どもは、逐一札幌市から情報をいただいているわけではございませんので、そこら辺の話はまだ、特に伺ってございません。

新谷委員

そんなことないでしょう。聞いているでしょう。きちんと教えてください。第2回定例会の後と聞いています。

福祉部長

いいえ、特に、私は伺ってございません。

新谷委員

部長ではなくて。答えのないなら答えなくていいですけども、第2回定例会が済んでからするということをお聞きしております。

それで、小樽市のやり方、このふれあいパスの交付について、これを町内会に回覧しておりますが、どういうふうにして回覧しているのか。その日にちも含めて教えてください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

ふれあいパスの交付を3月末に予定してございますので、町内会の回覧につきましては、3月1日付けで町内会の方に配布をお願いしてございます。

新谷委員

これが問題だということです。つまり、まだ議会の審議も終わっていない。それなのに出した。しかも、3月5日には、市民から賛成、反対の意見をもらう、意見聴取をするということなのに、それを無視して、なぜこんなことをやったのですか。

福祉部長

この回覧につきましては、4月1日から一乗車につき100円を負担していただく内容で関連する予算を市議会に提案していますということで、事実関係のみ出ささせていただいたという経緯でございます。

新谷委員

だから、それが問題だということです。市民から意見を聞くという、そういう場を設けたのです。そして、もしかして100円負担でなくなるかもしれないではないですか。それを、その市民の意見を無視し、議会の審議も終わっていないのに、なぜ、先にこういうものを出すのかということが、納得いかないということです。

福祉部長

当然、議会審議を経て、内容が変われば、その時点でいいでしょうか、パスの交付時点で一部負担を伴うのか、伴わないのか。これ、従来からパスそのものには無料ですとか、あるいは一部負担ですとかという表示をしてございません。そういう関係で、必ず交付時点でその話をするにしております。したがって、あくまでもここは提案しています、提案中であるということだけでございます。

新谷委員

それでは、何のために市民から意見を聞いたのですか。

福祉部長

意見を聞くのは、私どもも一向に当然のことでございますし、それを別に否定したものではありません。

新谷委員

放課後児童クラブも先にこういう無断で審議が終わって決まったらということを出しています。それと同じようなことをやっているのです。すべて先に有料化ありき、それで走っているから、こういうことになるのではないですか。

それから、稚内市では、有料化しましたけれども、減免制度を行っておりますよね。そのことは、知っていましたか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

詳細につきましては、承知してございませんけれども、されているということは伺っておりました。

新谷委員

それなら、あまりひどいのではないですか。有料化にして利用率が25パーセント落ちると、そういうことは聞きましたよね。その時点で、既に知っているのに、そういうことも知らせないで、有料化だけをする。市民の意思統一も全然お構いなしに、とにかくお金をもらう。こんなやり方はひどいと思いますが、どうですか。

福祉部長

半額負担にしたときに、減免制度を知っていたのということなのですが、私どもはこの減免制度は当時、いろいろな照会をした中では、特に稚内市の方からはそういう話は来ておりませんでしたので、承知はしていなかった

ところでございました。その後、話がございまして、問い合わせしてやっているということ、最近知ったわけでございます。

新谷委員

私はどうもおかしいのではないかなと思って、稚内市に聞きました。そうしたら、親切に送ってくれましたけれども、そういうことを知っていながら、低所得の人には、何も対策を立てないで進めるという、本当に冷たい態度だと思うのです。そして、稚内市で、そのほかにどういうことをしていますか。知っていると思いますが。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

稚内市の利用者負担免除について、資料要求がございましたので、お手元の資料に基づきまして、説明させていただきます。

稚内市における高齢者バス乗車証に係る高齢者社会参加活動事業利用者負担免除ということでお示ししてございます。通常稚内市は高齢者バス乗車証を100円負担でやってございます。高齢者社会参加活動事業利用者負担免除、この対象者については、その部分が免除されますので、無料になるという内容でございます。この利用者負担免除の対象者でございますけれども、次のいずれかに該当することということで、一つは生活保護受給者であるということ。また、二つ目としましては、生活保護ではないけれども、要保護者であるということ、次のいずれにも該当すること。まず一つ目は収入が生活保護費支給基準以下であるということが一つ。それからもう一つは、資産収入がないこと。それから三つ目が、預貯金が5万円未満であること。そのほかに子の扶養に入っていないことも加味しているということをお聞きしてございます。

新谷委員

ですから、このほかに制度としてやっていることはご存じでしょう。

福祉部長

そのほかに知っているということは、ふれあいパス上の制度という意味でございますか。ふれあいパス上で、あと、私どもわからないですけれども。

新谷委員

乗り継ぎ券、これを発行して、1回乗ったごとに100円払うのではなくて、乗り継ぎ券で2路線を乗り継いでいける、そういうふうになっているのです。この大事な有料化をするというときに、そういうことも一つも知らないで、調べないでやるなんてひどいのではないですか。私は納得がいかないのです、あまりにも。そして、所得の低い困っている人たちをどう救うかというのが、あなた方福祉部の役目ではないのですか。

福祉部長

今、稚内市の乗り継ぎ券は初めて承知したわけですが、このほかに函館市、旭川市、導入したときの関係もございまして。全道的な中で照会した中では、今、言ったような話は、私どもの照会の回答の中には、出ていなかったこともありまして、そういう部分では承知していなかったということもございまして。確かに低所得者対策を、一部、そういうふうにしてもらえる市もあろうかと思いますが、私ども、先日も話させていただいたように、これ以上の負担は、なかなか今、小樽市の財政状況が厳しい中でございますので、難しいというふうには言わざるを得ないかなとは思ってございます。

新谷委員

3月5日の市民の意見聴取では、ふれあいパスの有料化に賛成の方で、市長選で山田市長を大いに応援してきたという牧野参考人です。もろ手を挙げて賛成するわけではない。それから、青山参考人、財政が好転したら、無料化に期待をします。それから、会田参考人、この方も所得制限をしたらどうだということを言っています。それから、先ほどの青山参考人は、所得制限、階層別の料金設定、事務処理の煩雑化と、こういうような意見で、決して有料化に全面的に賛成だということではないのです。有料化に賛成の人も、こういう低所得者の方に配慮をすべ

きだと言っているのではないのですか。これに対して、どうなのですか。

福祉部長

当然選択肢として、今、お話のような所得制限の導入等もございまして、これからの中で、また、そのことも検討材料にはなるかと思えます。いずれにいたしましても、今日のような状況の中で、提案につきましては、賛成していただくのご意見でございましたので、そんなことも含めまして、今、話しいただいたことにつきましては、将来の検討課題ということで考えたいと思えます。

新谷委員

将来の検討課題ということは、低所得者に対して検討するということですか。

福祉部長

いわゆる所得制限を含めまして、そこら辺の部分は検討課題にさせていただきます。

新谷委員

所得制限をして、重い負担になったら困りますので、ぜひ、低所得者の方には配慮をお願いしたいと思います。

それで、しつこいようですけれども、一律100円負担というのは、消費税と同じで、低所得者ほど負担が重くなるわけですよね。ですから、どうしたらその低所得の方々を支援してあげられるのか、そういうことをぜひ考えてほしいと思うのです。

新聞の報道で申しわけないのですがけれども、三位一体の改革で市民負担をいくらやっても焼け石に水だというようなことを書いてありましたけれども、国がそうであるならば、小樽市が自治体として、福祉の増進を役目とするその自治体としての役割をぜひ自覚してやっていただきたいなと思えます。低所得者の減免制度に対しては、もう一歩進めて、どうですか。

福祉部長

減免制度につきましては、先ほど来申し上げてございまして、たいへん今の状況の中では、難しいと。現状ではできないというふうに判断しているわけでございまして。低所得であればあるほど負担が重いというお話でございしますが、一面ではそういう部分は確かにはいえませんが、利用する上で、コインがばらばらですと、また、利用する側もたいへん混乱する、あるいは危険だという部分もありますので、そういう意味からもワンコインにさせていただいたと、こういう経緯でございまして、ご理解いただきたいと思えます。

新谷委員

実施のやり方とかやりやすさではなくて、どうしたらこういう低所得の方々を救えるのだと、支援できるかということなのです。だって、生きがい対策で敬老祝金も全部なくなってしまうでしょう。では、何が生きがいになるのですか。やはりやりやすいから100円という考え方は、おかしいと思えますよ。いかがですか。

福祉部長

やりやすさということもあるかと思えますけれども、安全性の部分で、バス事業者としても、できるだけ安全性の面から、あまりコインがばらつかないような形でやりたいというようなことも最終的にはございまして、それで本来ですと、半額という話もあったのですが、そこら辺も含めて、市内1円を100円という制度と、それには当然の適正な運賃利用といいましょうか、それとの兼ね合い、こういうものも総合的に判断しての金額でございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

新谷委員

どうも部長の答弁を聞いていますと、中央バスサイドから考えた答弁ばかりなのです。市民のそういうことをどうやって解決するのか、何も無いではないですか。実際に稚内市では、乗り継ぎ券までやって、それこそ煩雑だと思うのですよ。そういうこともやっていますし、札幌市ではプリペイド方式でやろうとしているということで、いろいろ方法はあるのです。そんなのやろうと思えば、知恵なんかいくらでも出るのではないですか。いかがですか。

福祉部長

プリペイド方式は、確かに方法としてはございますが、かえって利用者からしますと、プリペイドカード以上の利用がたいへん多いわけでございますから、そういう部分で負担軽減の意味から、子どもはプリペイドカードをあえて導入しないということでございますので、こちら辺はご理解願いたいと思います。

新谷委員

それがいいとか、これがいいとかという問題ではないのですよ。どうしたら低所得者の方々に負担をかけないでいくのか。それは知恵を出せばできるということで、実際に稚内市ではやっているわけですから、そのこのところを考へてほしいということなのです。議会の審議が終わっていない、しかも市民の意見も聞く前にこんなものを出して、こういうやり方というのは、本当におかしいのではないですか。私は、撤回すべきだと思いますよ。

福祉部長

あくまでも、相手があることでございます。したがって、相手も当然納得する、そういう協議をぎりぎり続けていく中で、子どもも一番いい制度といいたまいますか、この現状のふれあいパスに近い、こういう制度に何とか持っていきたいという、その知恵を出して、今、こういう形でまとめさせていただいたわけでございますので、そういう意味では、委員、おっしゃるように知恵を出して、子どもは協議をしたということで、ご理解をいただきたいと思います。

新谷委員

知恵を出してやってくれということで、そういう知恵は出したけれども、低所得者の方々に救う知恵はないということですね。

市長にお聞きします。市長を応援してくださった参考人も、もろ手を挙げて賛成するわけではないと。できたら、無料がいいのだということで、低所得者の方々に配慮する意見が多かったわけですが、これでもまだ、稚内市とかでやっているのに、市長は低所得者の方々に救いの手はないのですか。

市長

参考人の意見聴取の話でございますけれども、確かにそういう意見もありましたけれども、後段の部分が抜けていまして、こういう財政状況ではやむをえないのではないかといいことを言っていました。そういうことで、一番の問題は、財政の問題なのです。今、この19億円の赤字をどうするかという、そういう状況の中で、この制度を何とか維持をしていきたいということでとった措置でございますが、確かに、いろいろな問題があります。低所得者の問題。しかし、中には一方で、また不満のある人もいるわけですね。この利用のできない人。パスの制度があるのに、なぜ我々は恩恵がないのかと、別な面で。そういう人もいますし、何でもただはだめだよという、そういう意見もあるのです。それから、何とか自己負担をしてもいいから、制度だけは維持してほしいと。いろいろな意見の中で、今回こういう措置をとらせてもらいました。

ただ、そういった指摘の問題も確かにありますので、平成16年度は一応中央バスと市でもって調査をしようということになっていきますから、その調査も踏まえながら、将来的な課題として、検討していきたいということです。

新谷委員

ぜひ、これから検討してください。

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの問題に移ります。

16年度から料金を半分にする理由は何か。それから、16年度、この有料化で手数料収入は幾らになるのか。また、それを何に使うのか、聞かせてください。

(社教)社会教育課長

まず1点目の、利用手数料の半額の理由ということでございます。受益者負担の初年度ということでございませ

て、子どもは利用者の負担をできるだけ減らしたいという考えの基に、初年度はまず半額にしていきたいと、考えております。

それから、平成16年度のこれに係る歳入の部分でございますけれども、これは平成16年度は経過措置ということもございますので、約600万円程度ということになってございます。それから、使い道でございますが、これは放課後児童クラブの運営の事業費の一部に充てたいと考えております。

新谷委員

平成17年度は幾らで、その目的は何ですか。手数料収入の使い道。

社会教育部長

児童数が今と同じレベルで推移をした場合、歳入としては2,100万円ほどになるのかなというように考えていますが、当然その部分は、全体事業費、9,000万円の一部に充てたいというふうに考えてございます。

新谷委員

9,000万円というのは、何ですか。

社会教育部長

放課後児童クラブの全体事業というのは、おおむね9,000万円という話をしています。それは、全体事業費でございます。その9,000万円に2,100万円の歳入を充てたということでございます。

新谷委員

16年度の予算案を見れば、嘱託報酬も昨年より増えていますし、レクリエーション用具購入ほか運営費も増えています。これ、きちんと予算をとっているのに、なぜ新たにその2,100万円が要るのですか。

(社教)社会教育課長

先ほど、部長から答弁申し上げましたけれども、全体的な事業費というのは9,000万円ということでございます。この中で、子どもは一般財源として約半分ということで見込んでおりますし、それから受益者負担として皆様方をお願いする部分が4分の1程度、それから国や道の補助金、これがまた4分の1程度ということで、受益者の皆さんにご負担をお願いしていきたいと、こういったことが基本的な考えにございます。

新谷委員

就学援助の対象で、例えば、小学校1年生と2年生が放課後児童クラブを利用して、幾らになるか。ここに3番目の子どもがいて、保育園に預けた場合、これは全部で幾らの負担になりますか。

(社教)社会教育課長

小学校1年生、2年生ということでございますけれども、兄弟で放課後児童クラブに入会をされる場合、この場合は子どもも考えているのは、1人入会される場合は4,000円、それから2人目は半額の2,000円、3番目以降は無料というような形で考えております。

まず、これは2人の入会でございますので、6,000円という形になってまいります。就学援助の関係では要保護世帯というのは、すべて無料ということで考えております。また、準要保護の場合でございますけれども、この場合は50パーセントの減免ということで考えてございますので、2人入会6,000円の50パーセント減で3,000円ということで考えてございます。なお、平成16年度は経過措置といたしまして、さらに50パーセント減でございますので、1,500円という形になってまいります。

(福祉)児童家庭課長

保育料につきましては、それぞれ家庭の所得税額によりまして、AからDランクまで、それぞれ区分しておりますので、一般的に放課後児童クラブのように低額あるいは半額という形での利用料金にはなっておりませんので、一般論としては答えづらい面がございます。

新谷委員

だから、就学援助に占められているこの例で教えてください。

(福祉) 児童家庭課長

就学援助の認定につきましては、教育委員会所管ですので、改めてお聞きいただきたいと思うのですが、私の記憶では、夫婦、子ども2人の世帯での就学援助の対象者というのが、年収390万円前後というふうに思っております。仮に、そういう収入の世帯が保育所に入れていたという場合での、想定でありますけれども、これまた、夫と妻の収入比率によっても所得税で決めるものですから、いろいろなパターンが出てきます。一つのパターンとして、例えば、夫が290万円ほど、妻が100万円ほどの収入があった場合ということで想定いたしますと、妻の方は所得税がかかりません。夫だけが所得税がかかります。その場合、いろいろな控除の関係だとかもあるのですが、あまりそういうことは考えないでということに前提にしてもらいたいのですが、5,120円ほどの所得税額になります。この部分で、現状の保育料を決めております基準で申し上げますと、D2のランクになりますので、1万1,330円の保育料になるかと思えます。

新谷委員

それは平成15年度でしょう。平成16年度は幾らになるのですか。

(福祉) 児童家庭課長

平成16年度につきましては、今の所得世帯で申し上げますと、1万4,330円になりますので、3,000円の引上げということになります。

新谷委員

では、平成15年度、平成16年度で今、モデル例を示してもらいましたけれども、6,000円も上がるのですよね。おやつ代も入れて、もっと負担が2万円以上になるわけです。この収入の中で、子どもたちにそれほどの負担をかけるということは、少子化をますます進めることになるのではないのでしょうか。これでは、ますます子どもが産めなくなり、こんなに負担をかけるのであれば。ちなみに、お尋ねしますけれども、この3年間の子育て世代の人口の出入りを教えてください。

(市民) 戸籍住民課長

子育て世代という確たる定義はございませんけれども、仮に20歳から49歳までと仮定いたしますと、平成13年につきましては、転入が3,015人の転出が4,037人で、差引きマイナス1,022人、平成14年は転入が3,017人、転出が4,160人で差引きマイナス1,143人、平成15年は転入が2,928人で、転出が3,989人ということで、差引きマイナス1,061ということになってございます。

新谷委員

こういうふうにして、若い世代がどんどんどんどん転出しているわけです。それが、人口の減少に拍車をかけているわけですし、こんな負担をかぶせるのであれば、何も子育て支援になっていないのではないですか。ますます小樽から逃げ出すばかりではないですか。いかがですか。

(社教) 社会教育課長

確かに有料化をさせてもらうことには、ご理解いただく部分だと思いますけれども、ただ、一方、サービスの充実というのでしょうか、例えば働く母親の便宜を図って、4月1日から延長を1時間して、5時に終わるものを6時にするだとか、さらには新1年生の4月1日から入学式まで、今まで預かっていないものを預かったりだとか、そういった形の中で、有料化の一方、働く母親に対して支援はさせていただきたいというふうに考えてございます。

新谷委員

子育て支援になっているのかわかっていないのか、全然答弁がないですね。どうなっていますか。

(社教)社会教育課長

今、サービスの充実ということで答弁申し上げましたけれども、こういった中で、保護者の方からは非常に子育て支援の一環としての放課後児童クラブ、この中で勤めがどうしても5時過ぎになるので6時まで預かっていただきたい。こういった声もけっこう大きなものがございます。私ども、そういった中で通常期は1時間延長して6時までにしよと。それから、夏、冬、春の休み、この期間も1時間延長して4時までにしよとという形で、一定程度、子どもを預ける働く母親たちに、できるだけそういった環境を整えていきたいというふうに考えているところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

新谷委員

ですけれども、無料でやっている自治体だってあるのですよ。児童福祉法では、留守家庭児童の健全育成ということは、しっかりとうたわれているのですから、そんなの当たり前なのです。時間延長だとか、延長だって6時までとか、今からしたら延長なのですが6時までとか、あるいはいろいろなサービスもありますけれども、そんなの、無料でやっているところはほかの自治体にたくさんあるでしょう。

(社教)社会教育課長

確かに無料の自治体もございますけれども、全道の状況を見ますと、6割が有料という形になっております。私ども、こういった中で一定程度サービスを提供する、それから現在の在籍児童数の利用率が17.4パーセントと、一定程度偏りが見られるという部分もございますので、この部分は受益者の負担をお願いしていきたいということで考えてございます。

新谷委員

私、17.4パーセントという言葉は、おかしいと思いますよ。だって、児童福祉法できちんと留守家庭児童の健全育成ということをやっているのに、なぜそんな17.4パーセントに偏るとい言葉が出てくるのですか。

(社教)社会教育課長

現実的に、現在、放課後児童クラブに在籍している子どもたち、これは数がはっきりしておりますので、17.4パーセントという数ははっきり出るわけでございます。ただ、こういった方たちを保育といひますか、指導員を配置して面倒を見ていくという部分にありまして、全体的にやはり事業費がかかるわけでございますから、そういった中で、受益者の方にこの部分は一定程度負担をしていただきたいと、こういったものが我々の基本的な考えでございます。

北野委員

放課後児童クラブに関する越権行為について

総務部長に聞くけれども、9日の総務常任委員会所管のときに、社会教育部でやっている越権行為、議会の審議権の冒とくだということについて、ほかでやっているかと言ったら、財政部長は何か少し勘違いの答弁をしていたけれども、ないということになったのですよ。それなのに、ふれあいパスでやっているのでしょうか。

だから、私はうそをつくなど何遍も言っているけれども、先ほども聞いたでしょう。違っていたら答弁きちんとしなさいと。

市長だって、本会議で古沢議員の質問に対して、これから提案はしっかりしていきたいと、うまくなかったという、そういう認識でしょう。議事録に書いてあるよ。いや、持っているかい。読み上げてごらん、そうしたら。市長もそう言っているし、総務部長だって、そういう例はないのだと。

そういうことをやっているのは、やはり前例がないのだから、うまくないということを実証しているのではないですか。だから、それに加えて、前定例会で市民周知が必要だということは、前定例会でやらないと間に合わないからという理由でやっていたでしょう。何回もそういうことを言っているのですから。だから、これは撤回以外な

いということだけは強く申し上げておきます。

それから、総務部長、この間、見楚谷委員長に私が確認してもらったけれども、社会教育部以外にもうないと言っていたのだよ、どういう見解を持っているのか。

総務部長

私のあのときの発言は、私の知る限りで承知していないと、こういう発言をしたと思います。私のところにすべて庁内の文書が全部回ってくるわけではありませんので。

北野委員

あなた、総務部長です。だから、聞いたのだよ。あのときには所管の部長はあなたしかいないのだから。

総務部長

所管の部長、私としては知る限りは承知していませんと答えているのですから、すべて知っていて、それはありませんというのであれば、それは当然うそつき呼ばわりされてもしょうがないかもしれない。そういうことを言うのです。

北野委員

あのとき、総務部長は、あとないのかと、ほかの部もないのかと言ったら、ないということになったのですよ。だから、総務部長は、部長の中でも取りまとめ役でしょう。そんなこと、窓口でどんなことをやっているかもわからないのかい。私は、あなたが助役だとは思っていないけれども、それぐらいのことは承知しておかないとだめだ。これは、撤回以外にないというふうに言うておきます。

ふれあいパスについて

それから、ふれあいパスですけれども、古沢議員の会派代表質問、それから予算特別委員会での初日の質問、それから今日とやってきています。それで、低所得者の方々に1万2,000円もの負担というのはできるのかと。保護課に聞くけれども、生活保護受給者については、ふれあいパスが有料になったら、その分は保護課で見るの。

福祉部次長

ふれあいパスで特に有料化になって、その分上乘せになるかということになれば、その分はならないというふうには思います。

北野委員

これは最低限の人に、大幅な負担を押しつけるのですよ。だから、せめて、低所得者の負担については、検討すべきだということを、我々何遍も言っているのですよ。

それから、先ほど、市長は、市民の声の話のときに、すりかえをやっている。金がゆるくない、金がゆるくないと。それはそうですよ。しかし、なぜ財政が苦しくなったのですか。私どもが、何を言うかわかるでしょう。そういうことの反省もなく、苦しいことを輪切りにして押しつけて、すべて乗り切ろうと思っている。そういうあなた方のやり方が、破たんしたのですよ。12億4,000万円も国から来なくなったのですよ。健全化計画を立てられなくなったでしょう。マイカルだって10億円の滞納をしているのだよ。年間300数十件調査しているわけでしょう。ついこの間の1億8,000万円が入るかどうか、税務長は3月31日に入るような話をしていたけれども、これは6月の議会を楽しみにしているから。

食肉検疫指定港について

それから、最後ですが、食肉検疫指定港に関してですが、港湾部長に伺いますけれども、ああいう形で委員長から注意を受けて、一応一山超えているのです。しかし、私は納得していないから、あの場でこのことは引き続き問題にしていくということを言っています。3月2日午前9時に北海道から要請行動に対する回答が示されましたよね。しかし、要請行動をした関係団体と相談するからということで、市長は即答しなかったのでしょうか。だから、その内容を聞かれても答えていないから、問題になったのですが、議会に対して要請行動を一たん結んだのですか

ら、議長のところにも市長なり、港湾部長なり、助役でもいいです。何月何日の何時に北海道からこういう話がありました。こういう回答をしたいというふうに二つの作業が残っているのです。いつ、議会に対してやりましたか。簡潔に答えてください。

港湾部長

まず、改めて申しますけれども、3月2日朝に。

北野委員

経過はいいっていうの。9時に来たから、議会にいつ知らせたのですか。そして、返事はすると言ったけれども、いつしたか。二つだけでいいです。

港湾部長

3月2日当日、ちょうど本会議の代表質問の初日でございました。したがって、午後横田議員の代表質問が終わってから議長にお伝えしたところでございます。

それからもう一点、3月2日に北海道から打診があった1年間延期の件について、翌日、3月3日朝、2月26日に国に要請に行きました関係者全員で協議をしたわけでございます。

北野委員

議長も入っているのか、その会合に。

港湾部長

国に要請に行った関係者全員でございまして、議長も入っております。

北野委員

それで、あなたが報告に行ったときに、議長から何て言われましたか。

港湾部長

まず、関係者全員で1年間延期という合意いたしまして、そしてその時点。

北野委員

その前、前段で、3月2日の横田議員の質問が終わってから、あなたが議長に言いに行ったというから、議長からなんて言われたのか。

港湾部長

議長からは、その時点では、まず早急に集まらなければならないという、議長もそういう判断でございましたし、そして議会の各会派に対しても、機会を見て、タイミングを見て、早い時期に説明すべきだというご指摘はございました。

北野委員

それはちょっと違うのではないかい。3月2日、横田質問が終わったときに、大事なことをしゃべっていないというので、あわてて、あなた、議長のところへ飛んで行って、議長からなんて言われましたか。そういう大事なことは、議会に報告すべきだと言われたでしょう。私は、議長に確認に行ったのだから。あなたが行ったということ。そのとき、あなたは、次の日、3日の民主党の武井議員のときに答弁すると答えたのでしょうか。しかし、前の日、横田議員に聞かれて答弁しないものを、次の日、民主党の武井議員に言われたからと答弁するなんてことにならないでしょう。自民党はかんかんになって怒るよ、ここにいる人たち。だから、議長はそういうことも配慮して、予算特別委員会で報告しろと言ったのでしょうか。ところが、予算特別委員会では報告しなかったのでしょうか。まず、この経過について、なぜ議長から言われたことを無視したか。答えてください。

港湾部長

確かに、議長からそういうお話はありましたけれども、3月2日、3日、その時点では、まだ道から話があって、あくまでも、もう一度申しますけれども、小樽市の合意を得ながら、慎重に道としては今後農林水産省、そして苦

小牧側と調整していきたいと。非常に、これはもう相手のある微妙なデリケートな問題ですと、これはやはり承知していただかなければ、そういう状況下にあった。直ちに私どもとしましては、そういう公表できる状況にはない。道が要請していくということがありましたから。

北野委員

いや、それはわかったと。それはこの間話しているのだから。議長が言っていることを、私は、理解していないのではないのだよ。そういう微妙なところがあるから配慮したのだなということは理解しますと、何遍も言っているでしょう。それが、けしからんなんて言ってないのだよ。私が言うのは、議長から8日の月曜日、予算特別委員会のときに報告した方がいいと。そして、5日は予算特別委員会の初日だけれども、参考人の意見聴取だから、その前にやるというのも失礼だから、8日の月曜日に報告しなさいと言われたのを無視したのでしょうか。私は、議長の責任を追及したら、議長そう言っていたよ。「私は何も隠すつもりはなかった」と。微妙なところだと議長も言っていました。それはだから理解しますから、それを無視して、10日に新聞にすっぱ抜かれて、騒ぎになったのだよ。人騒がせなことをしたらうまくないと思うのです。これは議長が聞いていて、議会にきちんとっていないことについては、野党としては甚だ不満だから、これは議長との関係は残っていますけれども、あなたは議会の最高責任者である議長の助言を無視して、新聞にすっぱ抜かれるまでほっといたということなのだから、これは問題として残ります。

そこで伺いますが、苫小牧港が指定されたら、小樽は具体的にどういう影響を受けるかということをお答えください。

(港湾)港湾振興室横山主幹

あくまでも想定でございますが、苫小牧港が食肉検疫の指定をされた場合、将来にわたりまして、苫小牧方面に冷蔵倉庫が建てられるということが予想されます。その場合に、小樽の冷蔵倉庫業界に多大な影響を及ぼすということが、一番大きな影響かなと。さらに、苫小牧港が指定された場合、ますます苫小牧港へ貨物の一極集中化が進んでいくという懸念もございます。また、小樽の動物検疫所の存在自体も、将来的に危ぐされるということを予想してございます。

北野委員

市長に聞きますけれども、こういう重大な否定的影響が小樽に及ぶことについては、1年だけの条件で返事したのは、どういうことですか。

市長

これは、農水省にお伺いするときに、要望書はあくまでも指定反対だと、再考してくれという内容です。当日、皆さんと打合せをして、この内容でいくのですかと。あくまでもこれを突っ張るのかという話をしまして、その中で、いやいや、これはあくまでも突っ張る話ではないだろうと。二、三年延期してもらったらどうなのかと、そういう皆さん方の合意をいただきましたので、二、三年の指定の猶予をお願いしたいということで、農水省に話をしました。

北野委員

勝算あるの。2年なり、3年猶予されたら。

市長

それで、道の方から返事が来たのは、当面1年間猶予したいのでどうですかという道の成案といいますか、そういう案が来ましたので、それを持って、また、先ほど話があったように、関係者で協議した結果、それは受け入れざるをえないだろうということで、そういう結果になりました。

北野委員

最後ですが、けっきょく市長は何かというと、マイカルのことを聞けば、それは議会で決めたことをやったのだ

と、言わんばかりにおっしゃるのです。記憶あるでしょう。ところが、今回については、市長の判断で、我々は何も相談にあずかっていませんからね。やったのだから、これによる否定的な結果は、あなたの直接の責任になるのですよ。そういうことを考えておやりになったのかと。あまりにも卑屈でないかと私は思いますから。この問題については、市長の政治姿勢にかかわることですから。けっきょく、国が言ったことは仕方がないと。そんなことをやっていたら、財政の立て直しができるのかと。国が、地方交付税を削ると言ったら、地方6団体ということになるでしょう。全国市長会とか。市長のイニシアチブが見えないのです。だから、こういう政治姿勢では、小樽の財政の立て直しにはならないということを指摘し、改めて、先ほど新谷委員が質問した社会教育課が担当されている放課後児童クラブの手数料、それからふれあいパスの低所得者対策、これはふれあいパスについては、対策を講ずること、それから手数料については越権行為だから撤回せよということを、強くこれからも態度を変えないでいこうとするという主張だけ述べて、共産党の質問を終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

資料説明について

まずは、資料要求をさせていただいた資料について、説明願います。

(財政) 財政課長

市民クラブの要求で、財政課でつくりました一般会計予算が1万円の場合という、A3版の資料です。この資料は、市民に対してどのようにしたら財政のことがわかりやすくなるかということで、森井委員からご提案がありまして、1万円で見ると、それぞれの経費比率を案分したものです。

我々、今まではこういうものは百分率で表していましたが、それを100倍して、1万円、1万分率で表すことによって、より認識しやすい、パーセンテージよりは円の方がわかりやすい。また、1万円、1万分率にすることによって、例えば1パーセントのものは100円ということで、小さなものも表現できる、そういう効果があったと思います。

森井委員

今までの広報おたるで、人の形を表してとか、いろいろな形で市民にわかりやすくというようなことも行われていたのもよくわかっているのですけれども、私自身もまだまだ予算書とか見きれないところもありますし、市民の方々もどのような形でお金が使われているのかというのを、パーセンテージとか大きな金額はともわかりづらいということとして、このような表現を提案させていただきました。このうち、財源不足が279円、これは19億円ということでもよろしいのでしょうか。

(財政) 財政課長

そのとおりでございます。諸収入の中に入れております。実質的には、この部分は入ってこない部分ですから、支出1万円に対して、収入は9,721円になると。

森井委員

これを見ると、職員も市民の皆さんも1円が本当に重要だと、大事になってくるのではないかと感じるかと思えます。

そこで、この提案が何か意味のあるものかわかりませんが、私からいろいろ伺いさせていただきたいことがあります。

広告料収入について

広告料収入についてなのですが、広告料収入はなかなか公益性に結びつかないという意見もありますけれども、

とりあえず、見解をお伺いしたいのですが。

(財政) 財政課長

広告料収入については、公益性に結びつかないかということですが、いろいろな考え方はあると思いますが、企業と自治体がそれぞれ、その媒体にして使うものについて、思惑が合えば有効な手段だと思います。

森井委員

現在、広報おたるにおいては、広告料収入を得ていますよね。確認させてください。

企画部次長

現在、広報おたるには広告を掲載し、それによって収入を得ています。

森井委員

今、財政課長がおっしゃるとおり、企業との思惑が合えば広告というのは、私も可能だと思っております。また、最近、室蘭市のホームページでという話もありましたが、ホームページ上における広告収入、またさらには、市ではパンフレット各種が出ております。このパンフレット各種にも広告はとれることができますと思いますし、ポスター、その他も可能かと思えます。さらには、公園のベンチ、体育館の室内、体育館の壁とか、野球場のバックネットとか、そのようなところでも広告はとれるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

(土木) 公園課長

一般的には都市公園というのは、市の条例で行為の禁止ということを定めております。それで、行為の禁止の中でどういうことを言っているかといいますと、張り紙の禁止だとか、それから広告の禁止という形でうたっております。それで、ただ、他都市の例を調べてみたのですけれども、公園の中に野球場だとか、それからサッカー場、そういうところがあるような公園、そういう施設であれば、札幌市、函館市では、先ほど委員がおっしゃられたようなバックネット等の広告から収入を得ていると、そういう事実はございます。

森井委員

私も調べました。東京都日比谷公園、井の頭公園、こちらの方では広告料をとっております。しかも、企業だけではなくて、個人として、題名は「思い出もろもろ」と書いてあるのですけれども、いわゆるそれぞれの方々が出しのある場所に対して、みずからお金を出すことによって、そのベンチを新しくするというようなことを行っております。このことに関しては、ご存じでしたか。

(土木) 公園課長

私は、道内の札幌市、函館市、旭川市という、そのぐらいの身近な都市について調べておきまして、それだけの本州の方のそういうような大きな催しもののあるようなところ、それはまだ調べてございません。

森井委員

私は決して公益性と結びつかないと思っておりません。いろいろなところで広告はとれると思いますので、これからも考えていただきたいと思っております。

ごみ有料化の問題点について

環境部に質問をさせていただきます。

私、第4回定例会の一般質問の再質問において、幾つかの問題点を挙げさせていただきました。こちらの方を説明いただけますか。

(環境) 間淵主幹

昨年の第4回定例会一般質問の再質問、また予算特別委員会におきまして、森井委員から家庭ごみが有料化になった場合に、どのようなことが懸念されるか、また対応策をとらなければならないか、そういう件について何点かの対応策としてのご提言がございました。

一つには、有料化になれば、無料である資源ごみの方に、ほかのごみが入られるのではないかと。有料化になれば

ば、ごみステーションへの不適正排出ということで、管理体制が大変になるのではないかと。指定ごみ袋を市がつくり、それを購入するとすると、それらについての便利な購入の在り方、時間的な問題、距離の問題と、そういうことの対応が必要になるのではないかと。家庭ごみがコンビニ等に持ち込まれることになるのではないかと。これらの点が森井委員の実体験の上から紹介がされまして、ご提言があったものと受け止めております。

森井委員

このことについて、審議会等に報告、又は審議されたという事実はありますか。

(環境) 間淵主幹

このご提言につきましては、審議会の会長と審議会開催前に、審議項目について打合せをしているわけですが、その席上、会長にご提言の趣旨を報告してございます。

森井委員

審議はされていないのでしょうか。

(環境) 間淵主幹

先ほど申しました項目につきましては、第4回定例会前でありまして、第1回審議会、それから第4回審議会においても、既にごみステーションにおける管理の問題を中心とした意見が多数出ておりました。また、ご提言がありました第4回定例会後の第5回審議会におきましても、商店街などに家庭ごみが出されるのではないかと、そういう心配、それから指定ごみ袋を購入するのに、利便性を考慮する必要がある等ご提言に沿った意見が出されておりましたので、そういう中での審議はあったものと思います。

森井委員

それは偶然ということですね。提言したことを審議はされましたかと、お伺いしているのですけれども。

(環境) 間淵主幹

私どもとしましては、審議会の中にこちらから何か意見等を誘導することはできませんが、会長の方に、先ほど言いましたとおり報告してございますので、会長の判断で特にそういうような内容が出ていたということで、委員への報告、それらが審議されているということでのとらえ方でなかったかと思えます。いずれにしましても、答申の中には、委員のご提言が反映されたものとなっていると考える次第でございます。

森井委員

私は別に誘導しろとは言った覚えはございません。そういう審議がされてほしいという思いで伝えたいわけです。ちなみに、第4回定例会で、私にごみについていろいろな問題があるという質問に、環境部長が答弁されているのですけれども、そのときの答弁内容を教えてください。

(環境) 間淵主幹

予算特別委員会のときの答弁でよろしいでしょうか。

森井委員

一般質問の再質問のときの環境部長の答弁をお願いします。今の問題に対する答弁の部分だけでよろしいです。

(環境) 間淵主幹

ご提案につきましては、審議会にも趣旨を提言していきたいということで、答弁してございます。

森井委員

おっしゃるとおりです。審議会ですということが話されると思いますという答弁を、環境部長の方からされているわけです。ですから、私はごみの有料化に対して、少しでもよくなればという思いもあって、そういうような提言をさせていただきました。しかし、実際に練られていない。このことについて、どう思われますか。

(環境) 間淵主幹

先ほど申しましたとおり、私どもは審議会に毎回参加し、各委員の意見を聞いており、また審議の状況を見守っ

てきているわけでございますけれども、その中で先ほど言いました森井委員の提言が出ているということ、また先ほど言いました会長の方には伝わっていること、それから審議会の答申の中身もそういう提言が反映されたことを見ましたときに、私どもの審議会への趣旨を報告するということは、じゅうぶん伝わったのだなと、そのように考えてございます。

森井委員

あまり伝わったとは思えないのですが、ほかにも、ごみを収集するときに有料化、いわゆるゴミ袋に値段をつけることによって、不法投棄も増えるというような問題点も出させていただきました。だから、ごみを収集するときではなくて、事前に集める方法を考えるべきだという提言をさせていただきましたが、そのことについても、話しをされていないということではよろしいですか。

(環境) 間淵主幹

資源物とごみの収集の方法でございますけれども、その一つの対応としましては、答申の中に高齢者対策としての個別収集ですとか、それから資源物をごみと分けるためにも、ごみの資源物収集ボックスの設置と、そのようなことでごみと資源物を分けていく、ないしは一部そういう個別の収集の対応も考える、そういう中での意見は出ておりました。

森井委員

有料化によって、お金をかけるべきときが、収集するべきときだと不法投棄が出るというような話をしました。そのときではなくて、別な時期、いわゆる購入すべきときに、事前にお金を徴収する方法を考えるべきではないかという話をしました。そのことについてなのですが。

(環境) 間淵主幹

それについては、国の政策ですとか、また、現に行われておりますそれぞれの商店街での工夫とかということで、デポジット制というのが何回か話題になりまして、そういう部分での話題は出ておりました。

森井委員

それもたまたま出たというように思われるのですけれども。

自主財源の研究・検討について

質問を変えまして、小樽市の財政状況が厳しいということで、自主財源を研究、検討されたと思うのですけれども、それについて教えてください。

(財政) 市民税課長

委員のご質問は、法定外目的税の研究・検討のことだと思います。そのことについては、市税収納対策としまして、収納率の向上対策のほか、安定した収入を確保するため、小樽市にふさわしい目的税の研究、現行市税の税率の改正・見直しなどのほか、各種手数料の見直しについて、部内で研究してまいりました。その中で、法定外目的税の内容といたしましては、生活環境の整備などを目的とした除雪税、ゴミ袋税、パチンコ税、観光税などの項目について、課税対象、税率、徴収方法など、先進地の状況を参考に研究しているというのが現状であります。

森井委員

非常に興味のある話がたくさんあるのですが、今日はとりあえず、その中のゴミ袋税についてお伺いしたいと思います。もう少し詳しくお願いいたします。

(財政) 市民税課長

ゴミ袋税の中でということですが、その場合、税として課税するのがいいのかといった場合におきましては、課税対象、税率、賦課徴収に係る費用対効果、それと同時に、当時、私どもで考えたときに、函館市でたまたまごみの有料化ということで、手数料が導入されておりましたので、手数料になるのではないかという議論がありまして、こういう検討事項が数多くありまして、判断しきれなかったというのが現状で、今に通じております。

森井委員

ごみ袋税というのは、どんなものかを、まず教えていただきたいと思います。

(財政)市民税課長

まず、当時、事業所が排出する、事業系ごみが有料化になっておりましたので、まずそういう部分で排出するときのことを考えましたし、またもう一つとしましては、東京都杉並区ですぎなみ環境目的税ということでレジ袋に、要するに販売するときに、事業者に税金をかけるという目的税が設置されておりました。ただ、この場合、法定外目的税は条例で定めて、そしてその費用に充てるために課するという規定がありまして、その条例で定めて総務省の同意を得て、決めることになっておりますが、すぎなみ環境目的税というのかあるように聞いておりましたけれども、その部分につきましては、まだ総務省に協議していないということがありました。そういうことで、たまたま先ほど言いました函館市で手数料ということが、先にありましたので、相談中だということでございます。

森井委員

ちなみに、そのことを、アドバイスを受けるとかというわけではないのですけれども、環境部と相談されたという経緯はありますか。

(財政)市民税課長

こういうように、いろいろな各目的税を考えましたけれども、私どもとしましては、それを先ほど申し上げました、市税の改正・見直し、それと各種証明手数料の見直しをやっていく中で、現行の条例の規定の中にいろいろな課税免除規定とかがありまして、その中で12月の第4回定例会でも説明申し上げましたけれども、入湯税の課税免除規定がありましたので、そちらの方を先に見直ししたいということを申し上げまして、それを先行してやっていますから、今、それを優先してやっているというような現状でございます。そういうことで入湯税を先行で見直しをさせていただいているということでありまして、環境部と税にするか、手数料にするかという協議はしておりません。

森井委員

今の話の中でもごみ袋税について、函館市でごみを収集するときに有料化できたからというような話のもとで、その話合いがやめられてしまったのは、私としては残念だと思います。ごみ袋税、私を知る限りだと、レジ袋に課税する、又はトレイに課税するなど、購入すべきときに今後ごみとなりえるものに対して、事前に値をつけるというような方法があるのではないかと、私自身は思っております。このことについて、私は検討していただきたいと、審議会が行われている最中に、もう今既に答申が出されましたけれども、その前に相談していただきたいという話をして、環境部長はそれについて、話合いがされるだろうというような答弁をされておりますけれども、環境部長はいかがですか、このことについて。

環境部長

森井委員からは、常々、このごみの問題に対しまして、いろいろご提言をいただいて、非常にありがたいと思っております。確かに審議会の中で森井委員の提言された事項について、すべてが議論される段階ではないというふうに思っておりますが、今後そのごみの減量化対策を進めるに当たって、特にごみの適正排出という問題は非常に難しい問題だと思っておりますので、そういった趣旨も、今後、市として具体的にこれから検討してまいりたいと思っております。そういった意味で、現在そのごみ袋税ということ、私も実はまだ耳なれない言葉でございますけれども、そういう事例についても、税の担当からじゅうぶん聞きながら、果たしてそういったものについてどういう対応ができるものなのか、こういったことについては、またあわせて、研究はしてまいりたいと思っております。

森井委員

研究していくわけですね。私は、答申書で出された有料化というのは、決して悪いことではないと思います。も

ちろんすれば、減量につながると思います。早期実現をとという話もよくわかります。しかし、私の方から少しでもよくと思い、それを審議していただきたいといったこと自体が審議されていないと私は思っています。すべて傍聴もさせていただきました。しかしながら、そのお話も出てきておりません。それで、答申として出されたその状況が結果的には、ほかの市と同じごみ袋に値をつける有料化と。前例都市にとらわれないというような話を市長もされておりましたけれども、今、市民税課の方から話がありましたが、函館市でそれが行われたから、話し合いはもうしていない。そういうようなことではなくて、今の小樽市の現状として見合っているものは何なのか。また、環境を考える上で、何をしていかなければいけないのか、これをしっかりと論議していかなければいけないと、私自身は思うのですが、いかがですか。

環境部長

私が今、研究したいという趣旨につきましては、今、このつい数日前に審議会からの答申をいただいております。そういった内容についても、もちろんこれから市民の皆さんの理解を得ながら、減量化対策に取り組んでいくという意味では、この中身を市としての具体的な施策ということでじゅうぶん検討していかなければならないというふうに思っております。そういった中で、今のこのごみ袋税の話でございますので、そういったものをどのような扱いの中で、施策の中に生かせるのか。これはまだ、私も具体的に聞いておりませんので、またそれがどのような影響を及ぼすのかということについても、全く未知数の話だというふうに思っております。そういった意味での研究をさせていただきたいということ、今、申し上げているわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

森井委員

実に残念ですけれどもね。私たちの方からいろいろな話をこういうふうにしていただきたいと、こういう問題があると。審議会においては、市民や専門家がら集まっているわけです。そのときにこそ、そういう話をして、研究していただくというべきではなかったのかなと、私自身は思っております。ぜひ、こういうふうにご話させてもらっていることをどうやって生かすのか。会長にお伝えしたという話は聞きましたけれども、審議会においては、申しわけないですけれども、私の方から話させてもらったことは、何一つ審議されていないと思っております。せっかくそのようなよい答申案が出て、自分の方で提言されていたことが何も書かれていないと、私はショックを感じますので、今後そのようなことを生かせるようにしていただきたいと思っております。

特殊教育について

次に入らせていただきます。特殊教育について、お伺いいたします。

特殊教育はとてもデリケートで、専門性の高い分野だと思いますけれども、このような見解でよろしいでしょうか。

(学教)学務課長

小学校、中学校の児童・生徒の特殊教育ということからまいりますと、たいへん障害の程度によりまして、千差万別な子どもたちがおります。そういった中では、その子どもたちを教える先生、その辺についても、ベテランの先生を充てるなどをして、その子たちの障害に合わせた形で教育を行っていくというのが現状でございます。

森井委員

なかなか専門家という方がいらっしゃると思うのですが、現場におけるいわゆる障害のある子どもたちと接している教職員というのは、その専門家になるのかなと私は思うのですが、それも見解としてお聞きしたいのですが。

(学教)学務課長

教職員の免許を持ちまして、そういった指導をしているわけですから、一般の先生に比べると専門性は持っていると考えております。

森井委員

今後、教育でも市の政策としても、そういう特殊教育の範囲で、いろいろな形でかかわっていくと思います。しかしながら、なかなか専門家という方はいらっしゃらないと思いますが、現場でそのような仕事をされている方々は、私から見るとじゅうぶん専門家だと思います。ですので、今、子ども発達支援センターも、幼児ことばの教室も同じ特殊教育という専門家の、いわゆるデリケートな範囲だと思います。ぜひ、現場職員の声をもっと生かして、人員配置、又はその子どもたちに対する対応の範囲とか、そういうものを考えていただけたらなと思っているのですが、見解があればお願いいたします。

(学教)学務課長

今、幼児ことばの教室という言葉が出ましたけれども、幼児ことばの教室には、我々学務課の職員が2人、それから嘱託職員1人でございます。そういった職員と、今回の発達支援センターに対しまして、昨年から回数五、六回ですけれども、私どもも職員と話をし、そういった意見を聞いて、我々の判断材料ということではいるところでございます。

学校教育部長

特殊教育にかかわりまして、指導に当たるものは、健常児の学級の教師以上に専門性が求められますし、ただ単に知識を子どもたちに授けるという以外に、障害がたくさんございますので、それに合った教育がもちろん必要になろうかと思えます。私どもとしましては、札幌市円山に特殊教育センターがございますし、倶知安町には研修センターもございまして、私どもとその先生方と、新しい知識なり、新しい指導法なり、身につけるように指導しているところがございますし、また、私どもの指導室の方で、それにかかわりまして、たくさん資料をつくりながら、先生方とともに子どもの個性を生かすように、そういう教育を指導してございますので、さらに今回は言語学級でありますとか、さらに発達支援センターにおきましても、一緒に連携した中でその特殊教育を考えていきたいと思えます。

森井委員

ぜひ、進めていただけたらと思えます。

教育委員会の方に質問させていただいたのですが、その関連で幾つか、お願いします。

学校選択制について

江別市、岩見沢市で平成17年度より学校選択制が導入されるというような話があります。このことについて、概要と見解をお願いしたいということ。

中央教育審議会の答申について

文部科学省より中央教育審議会に対して教育委員会の在り方について、答申があったそうです。これは今までに例のない出来事だという話です。このことについて、こちらでもできれば概要と見解をお願いしたいと思えます。

小樽道路整備会議の状況について

あと、教育委員会からそれなのですが、小樽道路整備会議、こちらの方の現在の状況をお願いしたいと思えます。

ネーミングライツの内容について

最後に、先ほど広告の質疑のときに一つお伺いし忘れたのですが、ネーミングライツというものがあります。これについての内容と、それに伴う見解をお願いしたいのですが、よろしくをお願いします。

教育長

まず、学校選択制についての経緯ですけれども、平成12年に東京の品川区で学校選択制というのが導入されました。品川区は小学校が全部で40校、中学校は18校でございますが、40校の小学校を4グループに分けまして、どの学校を選択して入学してもよろしいという形で進めております。中学校の方は、平成14年から実施されましたが、

中学校18校に選択希望を出して、指定通知を受けて入学するということになっております。北海道では岩見沢市が中学校で選択制を導入しておりますが、まだ研究中でございまして、まだ実施に至っておりません。江別市の学校選択制というのは、小学校、中学校合わせて19校で実施予定になっているのですが、当時、審議会からそういう提言を受けたのは、全部を選択すべきであるということ、それから隣接校を選択すべきであるという、二つの意見が出ておりましたが、市民の反応であまり遠くまでに通わせたくないということで、隣接校方式を導入したという形になっております。これもまだ、平成19年から実施ということで、まだ検討中の段階です。

次に、教育委員会の組織の問題でございまして、中教審で答申が出たというのは違いまして、中教審に答申を求めたということでございます。教育委員会には多様な機能がありまして、特に社会教育部に属する生涯学習とか生涯スポーツみたいな場合は、市長部局と重なることが多いので、教育委員会をもっと個性的に、もっと基本的なものに変えてはどうかという提言もございまして、まだ審議委員もきちんと決まったところまでいっていませんので、これから注目しなければならぬと考えております。

(企画) 迫主幹

道路整備会議にかかります現在の状況ということでございますけれども、ご質問のとおりだと思います。道路整備会議というのは、道路にかかわる問題を庁内で協議するために設置をされているものでございます。これまで何度か質疑いただきましたけれども、浅草橋、歩道橋の問題など、この会議の中で議論をさせていただいているところでございます。この会議の役割といたしましては、庁内でひとつ道路にかかわる問題について、共通の認識を持つということと、さらには他の道路管理者に我々が議論したことを、改めてご意見をいただいたり、検討していただくというようなことの役割を担っているものでございまして、引き続き、この道路整備会議の中で道路にかかわる問題について、庁内で議論していきたいと考えております。

(財政) 財政課長

ネーミングライツのことでございますが、私もこの用語自体は知らなかったものですから、辞書で調べましたら、日本語でいえば命名権ということで、先ほど公園課長からもありましたが、ベンチに名前をつけるとか、そういうことで、日本であれば、ヤフーBBスタジアムだとか、いろいろな動きがあると思いますが、アメリカの方では1980年代から取り入れられていることだということです。今、言われているのは、公共施設に対するネーミングライツのことだと思うのですが、一つ問題としては、今まで公共施設というのは、公共がつくって、公共が運営しているから、一企業と結びつくのはよくないという考え方がありましたが、先ほど言いましたように、地域の事情と企業側の事情が折り合えば、新たな市民負担を与えるものでもありませんので、その辺、公共性というのは一定程度考えなければならぬと、今までのようにがちがちに考えるのではなくて、収入の手段としては有効かなということとは考えております。

森井委員

学校選択制について、先ほど説明がありましたが、もう少し教育長自身の見解と、これを行うことによって何が改善されたりとか、又は何に生かされるのかとか、そのようなことまで、もしご提言いただければ、とてもありがたいのですが、よろしく申し上げます。

あと、もう一点お願いします。今のネーミングライツについてなのですけれども、今、おっしゃられたとおり、公共性がというような話もありますが、実際、外国の例では、道路、公園、それから海岸道路、そういうところに名前を企業にかすことにより利益を得たりとかということもしておりますし、お話しされたように、球場の名前をかしたりとかというようなことも出ております。例えば、その範囲だけではなくて、小樽市で助成とか補助を出している、例えば交通記念館とか、そういうような名称をこれをJRに貸してとか、JR交通記念館、例えばですけれども、そういうことは公共性という範囲には入ってしまいますけれども、自分は可能ではないかと。そういうような助成を出している場所、補助を出している組織、そういうようなところでそういうようなことができると、それ

それで自立支援をしてもらうというようなことも、今後考えていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、それもあわせて、改めて見解をいただきたいと思っております。この2点、お願いします。

教育長

学校選択制ですが、北海道の場合は、まだ実施に至っておりませんので、品川区の例で申し上げますけれども、品川区は中学校18校で新1年生の約21パーセントが本来の学区以外の学校へ希望を出したわけです。それはどういふことかという、スポーツ好きの少年はスポーツの盛んな学校に行くといったようなことで、これは競争原理ということが働いております。個人の希望やあるいは保護者のそういう意思によって選択する形が多くなっております。ただ、問題になったのは、ある学校内にそのA中学校の対象者が50人いたのですけれども、人気校に奪われて、9人しか入学者がいなくなってしまったということで、学校の構成に著しく均衡を欠くというような問題もありましたので、小樽市教育委員会としては、学校選択制については、道内で発足していないこともあって、もう少しその様子を見たいと。私どもは、小中一貫校等の方に注目したいと、そう感じています。

財政部長

森井委員のお尋ねの関係ですけれども、広告の件だとか、それから税外収入、それから目的税の関係だとか、基本的には今の財政状況がこれだけ厳しい中で、何か知恵を出して工夫が考えられないのかという、そういうご提言だと思います。

今、いろいろ具体例を出していただきましたが、確かに、スタジアムにネームをつけたりとかやっております。特に、今、公園の問題もありますけれども、いろいろな規制がある中で、どうやってその地域のそれをクリアして、いろいろなアイデアを出していけるかというのは、それが一つのポイントだと思うのです。現行でもできることというのはいろいろ考えられます。例えば、納税通知書の裏にそういった広告を入れて出そうということもありますし、それから一般的に書類封筒は市役所はたくさん使っておりますけれども、そういうところの裏だとかに、そういった広告を入れようだとか、いろいろなアイデアもあるわけなのです。ですから、現行の中でもできるものはたくさんあると思いますし、それからいろいろな規制の中で難しいものもあるかもしれませんが、それをどうやってクリアしていけるかと、そういうことをやりながら、考えていくべきだと思います。

それから、その企業広告、あるいはそれに類するものも、どういう基準で選ぶかということも非常に大事なことです。他都市の例を見ますと、これは市民の方からの第三者機関でもって選考してもらおうだとか、それからケースによっては、市の内部に職員だけで選考していこうとかということがあります。いろいろな地方、他の自治体の広告を入れるだとか、それから公共性が高い団体だとか、市が出資しているような団体の広告を入れようだとか、それから企業でも公共性の高いような企業の広告だとか、いろいろなことが言われておりますので、いずれにしてもやはりこの現況の中で、いかに収入を増やしていけるかと、そういった観点で、多面的に工夫をしていきたいと、こういうふうに思っております。

森井委員

ありがとうございます。そういう市民負担を与えずに収益を得る方法もあると思います。この点の検討をよろしくお願いいたします。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

2日がかりで私の番までやっと来ました。一般質問の中で答弁いただいたけれども、少し意味がよくわからないなどという部分があるのが一つ、それから、過去に質問通告しておいたのですけれども、質問しなかったという部分が二つあります。それで、今日のゴールということになります。

病院給食の民間委託について

まず、一般質問の中で、病院の給食の民間委託についてお尋ねしたのですが、その中で、病院給食を委託する場合に、小樽市内の業者に委託をすることができますかということで、お尋ねをいたしました。それにつきましては、答弁として「既に全面委託を実施している他の病院等も視察や情報を収集し検討をしまいいります」ということで、私としてはちんぷんかんぷんのこんなものかなと思いますけれども、そういう答弁でした。これに関連して、少し幅広くお尋ねしたいと思います。

まず、この病院のみならず、各分野で施設の民間委託をすることが今、求められてきているわけですが、その中で、小樽市の福祉のまちづくり推進特区について、新聞に出ておりました。これが、施設の調理業務の民間委託についてのことだというふうに記事に出ておりますので、これについて説明をいただきたいと思います。

(企画) 迫主幹

今回、国の方に申請をいたしました福祉のまちづくり推進特区、この内容についてでございますけれども、これにつきましては、現在、障害児施設などにおきましては、児童福祉施設最低基準という基準がございます。児童施設、障害児施設におきましては、障害児施設に対する食材の選定だとか、食事の加工につきましては、成人以上にきめ細かな配慮が必要だということで、施設内に栄養士、それから調理師を置いて、施設の中で調理をなさいます。施設で調理をして給食として提出をなさいますということになっておりますが、これが特区を申請することによって、今回、給食の外部委託が認められましたので、この制度を利用して、特区を申請させていただきました。

大橋委員

次に、これは市の施設ではありませんが、準公みたいなものですがけれども、このたび、育成院が給食を民間業者に委託したというような話を聞いておりますけれども、これについての内容を教えてください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

養護老人ホーム小樽育成院の給食調理の民間委託ということでございますけれども、これにつきましては、平成16年2月1日から、株式会社西洋フードシステムというところに調理部門を委託してございます。今、養護老人ホームは、定員が200名ということで、それに対応できる人員体制として責任者1名、それから栄養士1名、調理員8名という10名体制で実施しているということをお聞きしております。

大橋委員

この西洋フードシステムというのは、どんな会社なのか、そこら辺もわかりますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

東京に本社があって、主にそういった調理部分の委託を受けている業者ということであって、詳細は聞いてございません。この養護老人ホームの民間委託につきましては、特区とは関係なく、認められているということです。

大橋委員

小樽病院が業者選定する場合の基準と申しますか、そういう部分で考えていかなければならないのですけれども、そういう今の西洋フードシステムみたいな大きな業者があります。それで、マル適マークを持った業者が一つの基準になるという話も聞いたのですが、マル適マークというのはどういうことでしょうか。

マル適といえば、日本の場合はいろんな分野で基準がありますが、それが認定されれば安全だということになるのでしょうけれども、マル適という言葉はもしかしたら公用的には使わないのかもしれませんが。いわゆるそういうような病院、これから小樽病院で選定する場合に、業者を選んでいく基準として、どのような規模の業者だとか、それからどのような条件を備えた業者を選んでいくのかと、それについてお尋ねしたいと思います。

(樽病) 事務局長

まずは、実際、先進地の視察は2か所ばかりやっているのですけれども、その辺の作業はこれからしていかなければならない作業です。大きな考え方、くくりとしましては、業者の選考委員会みたいなものを内部で作りまし

て、その中でいろいろな業者からの情報収集とか、それから実際に各業者を呼んで、小樽病院でどのような対応ができるのかと、そういったことを事情聴取しながら、その選考委員会の中で業者選定をしていくというふうに考えておりますけれども、その辺の詰めはこれから具体的にやっていきたいと思っております。

大橋委員

そういう回答であれば、まだもう少し聞くには機が熟さないという意味かもしれませんので、それではその部分については、これ以上は今後もう一回聞くことに、まずしたいと思っております。

非常に費用対効果、それから民間と同一の仕事をしている以上、民間と同一の企業でやるべきだということで、どんどん民間委託を進めるべきだというのが私の立場であります。ただ、その場合に非常に問題になるのが、今回、育成院の場合は西洋フードシステムという形の大企業と言えるのでしようけれども、全国規模のところを選択しております。

それで、一つにはどんなことが起きてくるのかといえ、やはり食材の選定とか、そういう部分で、既にシステムができ上がっているものですから、地元の物が入ることが非常に困難になるというおそれがあります。現実に育成院の場合は、既に地元業者が1,000万円ぐらいのものを納入していたのですけれども、それがだめになるだろうと。そういう問題が現実に起きています。それは小樽病院の場合もよほど慎重に業者の選定、それからできればというか、小樽市内の業者を選ばないと、小樽市内のそういう納入関係の、極端にいえば、小さな八百屋とかそういうような人との縁といいますが、そういうものも切れて、いわゆる行政効率としてはいいけれども、そのかわり小樽市内に対する経済の波及効果とかそういう部分で、非常に零細業者をいじめることになるものですから、そこに注意をしていただきたいというのが趣旨であります。それについて、いかがですか。

(樽病)事務局長

今、委員がおっしゃるとおり、現在、地元から食材を購入している部分がどうなのかというところが、地元経済にも非常に大きな問題かと思っております。私どももこの辺については、以前の議会でも答弁しておりますけれども、実際、ほかの先進病院と比べると、自治体病院で地元からの生鮮食料品等の購入について、一定の委託業者と話し合いをして、そういったものを地元から購入するという条件づけをしているということもあるというふうに聞いておりますので、その辺のウエートがどのぐらいになるかというのは、これからの大きな検討事項だと思っておりますが、答弁申し上げましたように、そういうところにもじゅうぶん配慮した中で、今後、具体的にいろいろなそういったものも含めて、検討していかなければならないと思っております。

大橋委員

それをひとつよろしく願います。

松ヶ枝中学校の坂道について

次の質問、非常に個人的な関連の質問であります。40年来の問題なのですけれども、松ヶ枝中学の坂道であります。校門から校舎まで非常に長大な坂道が続いております。40年来というのは、私が入学してからの問題であります。当時何の問題もなかったのですが、10数年前から非常に問題になっていきますのが、先生たちがどんどんどんどん車で通ってくるようになって、先生たちの車が登りきれない、又はおりるときに、そのままそりみたいに落ちて、沿線の家に突っ込んだり、車にぶつかったり、幸いに人身事故は起きていないようですけれども、この問題がずっとありました。それで、何とかロードヒーティングをする方法はないのかということをやっていたわけなのですけれども、非常にそういう予算の中では難しいということもあって、それでは市道にできないかと質問をしたこともあります。それに関しては、平成12年度に地元の方で最後の陳情をいたしました。それで、その結果、いろいろな対策を講じているという話もあるのですが、現在どのような対策を講じていらっしゃいますでしょうか。

(学教)学務課長

松ヶ枝中学校から校門まで至る坂道ということで、300メートルぐらいございますけれども、その坂道については、

委員がおっしゃったように、平成12年度に陳情が出てございまして、その当時はロードヒーティングできないかという形でございましたけれども、延長が長いということと、それから多額の工事費がかかるということで、たいへん難しいということと、当時の陳情者の方にも申し上げております。その中で、今、やっている対策といたしましては、土木部の方に依頼いたしまして、頻繁な除雪対策といたしますが、まめに入ってください。それから、砂まき車を入れていただく。それから、市独自で朝晩、登下校時に人を雇用していただきまして、砂をまいているというような中、それからそれで間に合わない場合もございますので、途中で砂箱を設置して土木部の方から砂をいただきまして、砂箱に入れて、それに対応して、現在のところ、そういう状況で推移をしています。

大橋委員

以前と比べますと、きめ細かい対策をとっていただいているなと思います。ただ、一つ念押しだけさせていただきます。平成12年に陳情した後、地元ではいわゆるロードヒーティングを設置してほしいという陳情に対して、好意的に市の方が反応してくれたと思込んでいる部分があるものですから、そこを念押しをしたいと思います。

(学教)学務課長

先ほど申しました当時の陳情者の方にそういった工事に費用がかかる、ランニングコストがかかるというようなこともたしか話しをしたというふうに聞いてございますし、その中で、今、言ったような違う対策でやっていきたいというような話をされていると聞いてございましたので、これからこのロードヒーティングについては、今後難しいものだというふうに考えてございます。

大橋委員

地元PTAには、明快にロードヒーティングは難しいという答えを告げておきます。その方が誤解が生まれませんので。

小中学生に対する環境教育について

それからもう一つなのですが、環境教育について、お尋ねしたいと思っています。小中学生に対する環境教育ですけれども、これは今、ごみ問題で減量化をどうするかとか、分別リサイクルの問題も市民意識の高まりが必要だということで、特にそういう問題で小中学生の教育をしている地区もあると聞いています。また、もう一つ環境問題の側面というのは、子どもの健全な成長に自然との触れ合いとか、自然に対する美化等、そういう問題も必要だと認識しておりますので、現在の小樽市の小中学生に対する環境教育は、どのようになっているか、教えてください。

(学教)指導室長

小樽市内における小中学校での環境教育の現状でございますが、大きく二つに分かれるものでございます。一つは、社会科や理科などの教科において行われる関係が一つ挙げられます。もう一つは、平成14年度から始まりました総合的な学習の時間の中におきまして、身近な課題を取り上げてその問題について解決していく過程を通してみずから問題の解決能力を身につけるといふ、この二つの学習でございます。とりわけ、教科におきましては、社会科では、例えばごみはどこへ行くか、下水道の様子とか、また、住みよい暮らしと環境ということで、はっきりと教科書の中で明示されているところでございます。また、理科におきましては、人と環境とか、特に中学校では、最後の単元でございますが、自然と環境保全など、環境に対する理解にとどまらず、環境保全に関する態度や能力を育成するということでも、力を入れているところでございます。

大橋委員

この問題につきましては、教育内容だとか、レベルだとか、それについては今後、また、いろいろ聞いていきたいと思ひます。これで終わります。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

北野委員

議事進行について

これは各党の皆さんへの提案も含むわけですが、先ほど私が質問の最後で意見を述べていますが、我が党の質疑を受けて、例えば、福祉部はふれあいパスの有料化について、稚内市の例を出して、利用回数が落ちているということは、我々に説明していました。しかし、そのときになぜ、乗り継ぎ券の制度を新たにつくっているということを行わなかったのか。こちらが指摘をしてようやく今度の議会で明らかになったと。先ほど、明らかになったということですが。

それで、低所得者の問題については、共産党としては、後で各会派の皆さんに提案申し上げたいと思っています。

それから、放課後児童クラブの問題は、先ほど指摘をしたように、これは典型的な越権行為と、議会に対する審議権の侵害です。こういうことがたびたび行われたら、いったいどういうことになるかという問題なのです。これについては、市教委の態度は、ただ一つの説明しかない。関係者に早く知らせたい。事前に知らせておかなければならない。その思いはわかります。そうであれば、なぜ、昨年の第4回定例会で住民票の交付の手数料の値上げが提案されたときに、私どもは反対でしたけれども、一緒にやって、そして各学校の行事日程を調整して、今日に至るそういうことをやらなかったのかと。これは市長がいろいろそんなこと言ってないなんて先ほど言っていましたけれども、議事録をもう一回、私、控え室で見たけれども、やはり提案の仕方を今後しっかりしていきたいと言って、一定認識の度合いは違いますが、しかし、うまくないという認識は示しているわけですから。だから、私はそういうことを勧告すれば、この議会として、小樽市政始まって以来の膨大な項目を、しかもこれから3か年という計画ですが、20億円の負担をかぶせる。市役所の人件費の削減は、人事院勧告とは別に7パーセントのカット、20億円の負担をかぶせると、こういうことをやれば、60億円なり、66億円のいわゆる累積赤字、いわゆる財政再建団体に転落する、そのラインを大幅に下回ることができるだろうと、こう考えていたのです。それが、とんざしたのです。これは私は財政再建の上で、今の政府の態度から見てたいへん重大な問題だと思っているのです。

それで、各党の質疑もひとわり終わったのですが、共産党としては、放課後児童クラブの手数料の撤回、ふれあいパスの有料化に伴う低所得者対策については、附帯意見をつけるように、各党の皆さんに提案したいと思うのです。しかし、これについては、質疑を終結しておけば、後で理事者に公式に聞くという機会がなくなってしまうから、委員長におかれましては、質疑を終結しないで、意見調整の休憩に事実上入っていただきたいということ、議事進行をお願いします。

委員長

今、議事進行の発言が北野委員の方からございました。委員長の見解ということでもありますので、その見解を述べます。

今回の予算特別委員会、今日最終日ということで、各会派、共産党も含めて、質疑は終結をしているというのは、事実でございます。それと、今、言われました放課後児童クラブの手数料の撤回、また、ふれあいパス有料化を整理券はちょっとわからないですけども、その件につきましても、北野委員の方からは納得はしないけれども、今後も質問をしていきますよというので終わっておりますので、私は質疑は終結したと思っております。

北野委員

質疑終結していないとは言っていないのです。

委員長

そういうことで、今、北野委員の方からは、これから理事会のため休憩をとるわけですけども、質疑をすべて終結しないで、理事会を開いてもらいたいという申出という形でとらしてもらいますけれども、それは質疑は、今、各会派、全部終結したと私はとらえております。そこで、休憩をとって、その中でもって意見調整の場でもって、いろいろ今の附帯決議もちょっとお話しも出ていましたけれども、その件につきましても、理事会の中で調整をして

いくべきだろうと、私は思っております。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

れいめいの会の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後7時30分

再開 午後9時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

新谷、北野両委員より別紙お手元に配布のとおり、修正案が提出されております。提出者より、趣旨の説明を求めます。新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して、予算修正案を提案いたします。

議案第1号及び第37号に対して、予算の修正案を提案し、趣旨説明を行います。

市長提案の新年度予算案は、市民の暮らしの犠牲を最大の目標としているものです。市長が提案している市民負担に対し、参考人意見陳述が行われ、提案に賛成意見を述べた方々も、もろ手を挙げて賛成してはいませんでした。約40項目にわたる市民サービスカット、負担増に対して、今回の予算修正案は、市民生活に係る事業の廃止や見直し、また、それを認めず、現行制度、助成事業等を継続させることで、市民の暮らしを守ることを目的としたものです。

修正の結果、財政規模で約14億円、約2パーセントの圧縮、市債で1億6,600万円を減らし、さらに空財源として計上した諸収入、雑入は約6億4,000万円圧縮できます。空財源は12億5,900万円、今回の国の三位一体の改革で削減された金額は、差引き12億4,000万円ですから、三位一体の改革を戻せば、空財源にはなりません。全国の自治体を苦しめている小泉構造改革をやめさせることが、財政再建に道を開くものであります。同時に、小樽市も不要不急の事業を今こそ見直すときです。石狩湾新港への税金投入や、放課後児童クラブの有料化を中止し、その予算で市民の暮らし、営業を守ります。あわせて、市財政立て直しの展望を示す予算の修正案ですから、皆さんの賛成をお願いいたします。以上、提案とします。

委員長

これより、一括討論に入ります。共産党、北野委員。

北野委員

共産党を代表して討論をいたします。

我が党提案の議案第1号、第37号に対する修正案に賛成、原案反対、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第12号、第15号ないし第19号、第21号、第23号、第24号、第28号、第32号ないし第34号、第40号、第43号、第48号に反対、報告は承認いたします。請願・陳情はすべて願意妥当、採択を主張する討論をいたします。

今回の議会では、財政問題がたいへん大きな問題になったわけです。それで、ご承知のように、市長は19億円の空財源で財源手当をせざるをえなかった。平成16年度の予算編成に向けて、16億円からの努力したお金は、水泡に帰してしまう。政府の三位一体の改革で予想もしない12億4,000万円が削られて、この第1回定例会に間に合わせるとしていた健全化計画はとんざしてしまった。こういう中で、市長は19億円の空財源ですが、このままだと赤字を解消するという事は、とうてい無理ですから、次年度の繰上充用で措置するしかないということでもあります。

我が党の場合は、今、提案説明にありましたように、空財源、19億円を削減より圧縮して、約12億5,000万円、空財源として計上しています。これは三位一体の改革で削られていた12億4,000万円とほぼ同額ですから、地方六団体で一致して要求している、三位一体の改革で地方に国の財政難のしわ寄せをするなど、中身は出ませんけれども、こういう要求と一致するわけですから、全国のこういう地方団体と力を合わせて実現すれば、市長よりは私は財源の保障はあるというふうに確信を持っているところであります。したがって、こういうこの違い一つとっても、我が党の修正案の方がたいへん現実的だということなので、いろいろ各党の皆さん、いきさつはあるでしょうが、ぜひ賛成をしていただきたいと思います。

それから、先ほども少し触れましたけれども、三位一体の改革で予想しない財源が削られているわけです。だから、市民と職員に40億円の負担、これをやっても健全化のめどが立たないというのが現状なのです。だから、今、60億円から66億円くらいの累積赤字が出れば、小樽市はいつ準用再建団体に転落するかわからないと、こういう危機にあるわけです。だから、繰上充用を繰り返していても、これは、何の効果もありません。したがって、再建の展望がないというのが、今の市長の現状ではないかと。我が党の提案は市民と職員への負担をやめて、転嫁をやめて、そして、個人消費を伸ばして、景気回復を図ると。そして、市民がこういう財政状況の中で、どういう形で小樽市の財政再建に協力したらいいか、そういう意欲的な、自主的な態度に出てくるというふうに私は確信をしているわけです。こういうことに対して、市長は今日もやりましたけれども、議会を無視する放課後児童クラブの手数料、議会の審議権の冒とくです。そういうことを平然とやるのです。撤回せよと言っても撤回しない。

それから、低所得者への配慮、市長は最後には、その後に財政がゆるくないから仕方がないということも言っていると、追加しましたよね。あれは、前段でも言っているのです。その上に立って、しかし、低所得者への配慮は必要ではないかというふうに、3人の方がですよ、調べたのです。自民党推薦の方、公明党推薦の方、民主党推薦の方、3人もきちんとそういう意見を述べているのです。市長に賛成だけでも、低所得者の対策、ふれあいパスについては、考えてくれと言っているのですから。市長は、常々市民の意見を聞くと言っているわけですから、いったいだれの意見を聞いてやったのかと。我々、反対する意見を聞かないということは、市長はしょっちゅうありますよ。けれども、賛成者の意見を聞かないというのは、あまり聞いたことがないのです。この点でも、いったい議会が苦勞して準備した参考人の意見を、いったい尊重しているのかどうかという政治姿勢が問われるということでもあります。

最後に、無駄な公共事業には手をつけていないという問題です。石狩湾新港の問題で、これは議論の中で明らかにしましたけれども、理事者の答弁でもバブル経済は平成3年には破たんしたと。これは、経済企画庁、経済産業省が全部言っているのです。にもかかわらず、平成6年を基準年次にした港湾計画を進めているというのです。しかし、ここでも港湾計画は6割に減らしているのですから、それも達成できないと。しかし、貨物量は減らしたけれども、港湾計画は削らないで、そのまま建設を進めると、こういうことが小樽市の財政を苦しめる、そういう道理です。

今日も議論しましたがけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却炉の予算も、トン当たり4,900万円で提案すると。どうも納得いかない。

それから、市長の政治姿勢が私は消防に反映していると思うのです。先ほど指摘しましたがけれども、自分が間違った答弁、現場を全く理解しない答弁をして、こちらから言われてようやく訂正して謝罪すると。言わなかったら、あのままにしておくのですか。これがやはり市長の政治姿勢が反映していると。だから、私はこういう消防の署所や人員の適正配置計画は、撤回するということは当然必要だと思うわけです。

市長は常々、マイカルの責任を追及されると、それは議会で決めたことだと、こうおっしゃいます。しかし、今回の苫小牧港が食肉検疫指定港になるかどうかという、そういう大事な問題を議会に全然相談もしないで、かってに1年たったらいいと、全く無責任きわまりない、そういうことをやっているわけです。この責任は挙げて市長が

負うべきものがあるということを指摘し、詳しくは本会議でやらせていただくことといたします。

委員長

自民党、山田委員。

山田委員

それでは、自由民主党を代表して、陳情第20号経営支援特別資金の継続方については採択、陳情第29号水道料金・下水道使用料減免制度の存続方について、陳情第31号生活保護患者等見舞金及びふれあい見舞金の存続方については不採択を主張いたします。

なお、共産党提出の議案第1号、第37号に対する修正案につきましては反対、委細につきましては本会議で述べることとし、討論といたします。

委員長

民主党・市民連合、武井委員。

武井委員

民主党・市民連合を代表して、議案第1号平成16年度小樽市一般会計予算並びに修正案を除く各議案については賛成、報告第1号専決処分報告は承認、陳情第20号については採択を主張する討論を行います。

まず、一般会計予算も含めてでございますけれども、この内容については、市長が提案説明の中でも述べておりましたが、全般を見るとときに赤字再建団体にどんなことをしても、何としても転落を防がなければならない、こういうようなことが根幹をなしている、そういう予算案になっているようにうかがえますので、賛成をしたいと思えます。また、修正案の一部分は非常に気持ちはわかるのですけれども、歳入歳出については、理解のできないところがありますので、まことに残念ですが、賛成できません。

それから、次に、報告第1号専決処分報告の損害賠償請求に係る判決金及び滞納利息を支払うための専決処分でございますけれども、私はこれについては、よくこういう判断をしていただいたと、上告しないでよかったと、こういうふうにいる一人でございます、これについては承認をいたしたいと思えます。

また、陳情第20号については、経営支援特別資金の継続方についてでございますけれども、願意妥当と思えますので、採択を主張したいと思えます。

他の陳情、請願については、同意できませんので、それを申し添えて、細部にわたりましては、本会議で述べますことを付議して、討論といたします。

委員長

市民クラブ、森井委員。

森井委員

市民クラブを代表して、請願第1号について継続審査の討論を行います。

今定例会に市長が提案された新年度予算案については、一般会計の諸収入に空財源が計上されている点など、積極的にこれをよしとはできませんが、市を取り巻く現状を察すれば、賛成やむなしと考えます。

本請願は、民間保育所の厳しい経営に手を差し伸べるものであります。私ども市民クラブは、子育て世代を応援する立場から、この願意は妥当であると考えます。新年度当初予算では残念ながら実現できませんが、年度途中に財源を確保することができたときには、補正予算での対応を検討いただきたいと思います。とっております。

以上の理由から、継続審査を主張いたします。今後、市長はじめ、理事者の皆さんのよりいっそうの努力により、一刻も早く財政が健全化されるよう期待しております。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案1号及び第37号に対する修正案について、一括採決いたします。
いずれも可決とすることに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、一括採決いたします。

いずれも原案どおり可決とすることに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決めました。

次に、請願第1号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、採択と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、請願は不採択と決めました。

次に、請願第2号、陳情第29号、第31号、第34号、第35号、第38号ないし第40号について、一括採決いたします。

請願・陳情はいずれも採択と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、請願・陳情はいずれも不採択と決めました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第12号、第15号ないし第19号、第21号、第23号、第24号、第28号、第32号ないし第34号、第40号、第43号及び第48号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決めました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、陳情は採択とそれぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、ごあいさつをいたします。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員長としての役目を全うすることができました。これも北野副委員長はじめ委員各位と市長をはじめ理事者の皆様のご協力によるものと深く感謝をいたしております。

意をじゅうぶん尽くせませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって、閉会いたします。